

職員の給与等に関する報告

令和 2 年 11 月

秋田県人事委員会



人 委 — 443

令和2年11月6日

秋田県議会議長 加 藤 鉦 一 様

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久 様

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙のとおり報告します。

報 告

本委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、「令和2年職種別民間給与実態調査」において特別給等に関する調査を先行して実施した。その調査結果に基づき、本年10月22日、特別給の支給月数を引き下げることを内容とする勧告を行った。

その際、月例給に関しては、本年8月17日から9月30日までの期間で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、4月分の給与について、公民較差を算出し、必要な報告及び勧告を行う旨の報告をしたところである。

今般、月例給に関する調査が完了し、結果を取りまとめたことから、人事管理に関する諸条件等と併せて、本報告を行うものである。

1 職員の給与

職員（一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の総数は13,218人で、その従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、海事職、教育職、研究職及び医療職の6種13給料表の適用を受けている。

本委員会が実施した「令和2年職員給与実態調査」に基づき、本年4月における平均給与月額を算定すると、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者3,647人については、給料月額330,039円、給料の調整額164円、扶養手当9,801円、管理職手当10,786円、地域手当650円、住居手当5,342円、その他の手当5,959円、計362,741円となっている。また、その年齢は平均42.4歳、男女別構成は男性74.8%、女性25.2%、学歴別構成は大学卒48.9%、短大卒6.4%、高校卒44.7%となっている。

教員、警察官、医師等を含めた職員全体については、給料月額358,403円、給料の調整額1,109円、教職調整額7,222円、扶養手当9,292円、管理職手当6,300円、地域手当274円、住居手当4,676円、その他の手当9,903円、計397,179円となっている。

（参考資料 第1表～第14表）

2 民間給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の378の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した115の事業所について「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行ったほか、各企業における給与改定の状況、特別給の支給状況等について調査を行った。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の月例給に関する調査の完了率は、民間事業所の理解を得て88.5%となっており、例年並みの高い完了率となっている。

この調査による、県内の民間事業所における給与改定等の状況の主なものは次のとおりである。

(1) 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は28.2%（昨年32.4%）、ベースアップを中止した事業所が11.2%（同5.0%）、ベースダウンを実施した事業所が0.7%（同0.0%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は80.8%（同79.3%）、定期昇給を停止した事業所の割合は4.6%（同1.7%）となっている。

（参考資料 第16表、第17表）

(2) 初任給改定の状況

新規学卒者の採用があった事業所の割合は、大学卒で18.0%（昨年18.1%）、高校卒で21.1%（同24.6%）となっている。そのうち初任給を引き上げた事業所の割合は、大学卒で41.3%（同36.8%）、高校卒で31.5%（同57.5%）、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で58.7%（同63.2%）、高校卒で68.5%（同42.5%）となっている。また、昨年と同様、初任給を引き下げた事業所はなかった。

（参考資料 第18表）

3 職員の給与と民間給与との比較

月例給については、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務にあつては行政職、民間にあつてはこれに相当する職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者の相互の給与を比較した。

その結果、職員の給与が368,967円、民間給与が368,776円となっており、職員の給与が民間給与を1人当たり平均191円（0.05%）上回っていた。

（参考資料 第27表）

4 職員の給与と国家公務員の給与との比較

(1) ラスパイレス指数

平成31年4月1日現在における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給額と、これに相当する行政職給料表の適用を受ける職員の給料額をラスパイレス方式により算出した指数は、国家公務員を100とした場合、職員は100.4となっている。

(2) 平均給与月額

本年４月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、行政職給料表の適用を受ける職員の平均給与月額は、国家公務員が408,868円、職員が362,741円となっている。

5 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省統計局の調査における令和２年４月の秋田市の消費者物価指数は、前年同月に比較して0.4%の下落となっている。

(2) 標準生計費

本委員会が同局の家計調査を基礎に算定した令和２年４月における秋田市の２人世帯、３人世帯及び４人世帯の標準生計費は、それぞれ127,115円、146,016円及び164,910円となっている。

(参考資料 第29表、第30表)

6 人事院報告の概要

人事院は本年10月28日、給与に関する報告を行ったが、その概要は資料１のとおりである。

月例給については、民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さいため、俸給表の改定は行わないこととした。

7 本委員会の見解

(1) 給与の改定

職員の給与の実態、民間給与の実態及び国家公務員の給与決定に関する人事院勧告等給与決定に関する諸条件は、以上述べたとおりである。これらを地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、総合的に勘案した結果、職員の給与については、次のとおりとすることが適当と判断する。

① 給与改定の考え方

これまで給与改定に当たっては、地方公務員法の規定に基づき、国及び他の地方公共団体職員の給与との均衡の確保、民間給与の水準との整合性の確保及び生計費の実情を考慮して判断してきている。

本年もこの考え方を基本とし、地域の民間給与の実情を職員の給与の水準に適切に反映させることにより、県民の理解と納得を得る必要があると考える。

② 改定の内容

本年４月時点における職員の月例給と民間給与の較差は△191円（△0.05％）と小さく、概ね均衡していることから、本年は、給料表の改定は行わないこととする。

(2) 給与に関するその他の事項

給料の調整額及び特殊勤務手当等諸手当については、業務の実態や国及び他の都道府県の支給状況等の調査を行い、社会情勢の変化や技術の進歩に伴って、改定する必要があるものについて、随時見直しを行うこととする。

(3) 人材の確保、育成等

① 人材の確保

本県が抱える諸課題を迅速かつ的確に捉え、より質の高い行政サービスを提供していくためには、全体の奉仕者としてこうした課題に柔軟に対応できる多様な有為の人材を確保することが重要である。

しかしながら、近年、少子化に伴う若年人口の減少、進学等による県外流出、民間企業等の高い採用意欲などを背景に、職員採用試験の受験者は減少傾向にあり、とりわけ技術職の一部においてはその傾向が顕著となっているほか、試験合格後の採用辞退などもあり、必要な人材の確保が難しい状況にある。

このため、本委員会は、これまで秋田県職員の仕事ガイダンスの開催や、県内外の大学主催説明会、中学生向け地域企業ガイダンス等への参加など様々な取組を行ってきたが、本年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあったことから、県職員採用総合案内パンフレットの充実を図ったほか、ホームページの活用による情報発信や相談対応などを中心としたPR・周知活動に力を入れて取り組んできている。任命権者においても例年実施しているインターンシップの受入れをやむなく中止するなどの影響が生じたが、幸い本年度の大学卒業程度試験、短大卒業程度試験の受験者数については昨年度とほぼ同程度を確保し、高校卒業程度試験の受験者数については昨年度を上回ったほか、幅広い人材の確保等の観点から、民間企業等の職務経験者に加え、就職氷河期世代を対象とした採用試験を新たに実施したところである。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、任命権者と連携し、各受験者層に応じて、県職員の仕事内容やその魅力、やりがい等を発信する活動を積極的に展開し、志願者の更なる掘り起こしや採用辞退者の抑制を図るとともに、試験等の在り方についても逐次検証を行い、県行政の将来を担う人材の確保を図っていくこととする。

また、障害者の雇用については、昨年度の職員採用試験から、受験対象者を知的障害者や精神障害者にも拡大しており、均等な雇用の機会と必要な人材の確保に努めていくこととする。なお、任命権者においては、引き続き、「障害者活躍推進計

画」等に基づき、障害者の雇用を推進するほか、障害の特性に応じて、その能力が十分に発揮されるよう、働きやすい職場づくりに取り組んでいく必要がある。

② 人材の育成

人口減少が加速化する中、限られた人材で行政サービスの質を落とすことなく、本県を持続的に発展させていくためには、職員一人ひとりの資質や能力の向上が不可欠である。

任命権者においては、平成30年3月に改定された「人材育成基本方針」等に基づき、職場内での業務を通じた育成（OJT）、新規採用職員から管理監督職員までの職位等に応じた集合研修、職員自ら応募して受講する能力開発研修などの実施に加え、計画的なジョブローテーションや、人事評価結果を人材育成と連携させてより効果を高める取組を行っている。

今後、職員には、人口減少等への対応はもとより、コロナ禍をはじめ、先行きを見通すことができない混沌とした情勢の中、社会や経済、県民生活等あらゆる分野において発生する急激な変化によりもたらされる多様化・高度化した行政ニーズに迅速かつ的確に対応していくことが求められている。そのほか、知事部局の職員は、年齢構成に偏りが見られ、現在、40歳以上の職員が全体の約3分の2を占め、30歳代以下の職員は少数となっており、将来、これらの若い世代の中から管理職への早期登用が想定されることから、若手職員の育成も喫緊の課題である。

このため、将来の行政課題に対応する施策やそれらを展開する体制等を踏まえて、地域の実情や社会情勢に応じた専門知識の習得や課題の解決に資する新たな講座の開設等の研修メニューの拡充や、発想力、実行力、チャレンジ精神など職員の能力等の向上を図る取組の充実など、質の高い行政サービスを維持・提供できる人材の育成を計画的かつ適切に進めていく必要がある。

③ 女性職員の活躍の推進

今後、本県の様々な行政課題の解決を図るに当たっては、女性の持つ能力や感性を政策等に生かすことが重要であり、本県では、女性職員の活躍や職員の子育て支援を推進するため、特定事業主行動計画に基づき、女性の採用及び登用の拡大等に向けて取り組んでいるところである。

また、女性の採用者数を着実に増加させていくためには、職員採用試験において、引き続き多くの有為の女性の受験者を確保する取組が必要である。

このため、本委員会では、県職員採用総合案内パンフレットやホームページを活用し、採用を希望する女性に対して職員によるメッセージや仕事の魅力などの情報発信を行っているほか、採用に関する説明会において女性限定ブースを設置し、仕事の内容や育児との両立に関する制度の紹介、相談対応などに取り組んでいる。

こうした取組により、最近の職員採用試験受験者の女性割合は、概ね3割後半で推移し、一定の成果が得られているものの、今後もこうした取組等の更なる充実を図り、女性受験者の確保につなげていくこととする。

また、女性職員がその能力等を十分に発揮し、今後ますます活躍するためには、長期的な視点に立ち、早期の段階から職員自身にキャリア形成を考えさせながら、必要な資質、能力の形成に取り組む必要がある。50歳代では女性職員の割合は低いものの、30歳代以下では全体の約3割を占めており、将来、県の組織において指導的立場を担う機会が増えることから、任命権者においては、管理職員による本人の意向把握を行いながら、多様な職務への従事や女性職員キャリアデザイン研修の充実、さらには管理職への登用等により計画的に人材育成を図るとともに、仕事と家庭の両立を支援し、女性職員の活躍を今後も一層推進していく必要がある。

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

本県では、任命権者において人事評価制度を導入しており、業務目標の設定や上司と部下との面談等を通じて、組織目標の達成はもとより、効率的な組織活動や効果的な人材の育成等を図っているところである。

人事評価制度は、職員の能力・実績を的確に把握し、その結果を任用、給与等に適切に反映させることで、職員の意欲や士気を高め、組織の活力を向上させることが期待できることから、地方公務員法の趣旨に則り、必要に応じて制度の改善を行うなど人事管理の基礎として十分に活用されるよう更に取り組んでいくほか、役職段階に応じて求められる能力等を備えた人材の育成に一層生かしていく必要がある。

また、今後の評価においては、客観性や公平性の確保に引き続き努めていくとともに、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進の観点にも留意する必要がある。

(5) 勤務環境の整備等

① 時間外勤務等の縮減

時間外勤務等の縮減は、職員の心身の健康保持、ワーク・ライフ・バランスの推進、さらには多様な有為の人材の確保や魅力ある職場づくりの観点からも重要な課題であり、本委員会では時間外勤務等の縮減に取り組んでいく必要性を毎年の報告で指摘してきている。

昨年4月には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」による労働基準法等の改正も踏まえ、時間外勤務等命令を行うことができる上限を、原則、1箇月について45時間、1年について360時間などと設定したところであり、任命権者においては、これらに基づき運用がなされているところである。

また、本県では、これまで時間外勤務等の縮減に向けて、「ノー残業デー」の徹底、「朝コミ」・「夕（ゆう）コミ」の活用等に取り組んできており、特に知事部局

ではここ数年、職員一人当たりの時間外勤務等の月平均時間数や年間360時間を超えて時間外勤務等を行う職員数は減少傾向にある。しかしながら、教育委員会、警察本部を含めた全体としては概ね横ばいで推移しており、恒常的な時間外勤務の実態が依然として見受けられるとともに、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、更なる増加も考えられるところである。

このため、任命権者及び管理職員においては、時間外勤務等が発生する要因を整理・分析し、業務に応じた適正な人員配置や事務処理体制の見直しを行い、業務の効率化や業務量の平準化に一層努めることが求められている。また、管理職員は、時間外勤務等の事前命令及び事後の確認を徹底するとともに、部下職員の出退勤記録と時間外勤務等命令との照合を確実に実施するなど、業務の進行管理を適切に行い、時間外勤務等が必要最小限となるよう、マネジメントの強化を図る必要がある。さらには、職員一人ひとりにおいても、時間やコストに関する意識を高め、計画的・効率的に業務を遂行することが重要である。

また、総労働時間の短縮を図るためには、時間外勤務等の縮減に向けた取組を進めていくだけではなく、管理職員等がそれぞれの状況に応じて、年次休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進するとともに、任命権者は、民間労働法制における労働基準法の改正による年次休暇の時季指定に係る措置を踏まえ、年間取得日数がゼロの者が100名程度いる状況の中、年5日以上の子年次休暇の確実な取得を促すことはもとより、一人当たり約11日となっている取得日数の増加に向けて更に取組を進める必要がある。

教職員の長時間労働の改善については、任命権者において、平成30年3月に策定した多忙化防止計画に基づいた各種の取組が進められており、来年度からの新たな計画の策定も行われているところである。

任命権者は、これまでの成果や課題を検証しながら、併せて公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正や本年1月に国が示した「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」等も踏まえて、教職員の多忙化の改善を図る取組を一層進めていく必要がある。

② 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援の推進は、男女を問わず育児や介護などの事情を有する職員が安心して働き続けることのできる環境を整備するものであり、ひいては、職員の健康保持や多様な有為の人材の確保にもつながるものである。

本県では、育児休業や介護休暇等に係る制度を整備するとともに、女性職員の活躍や職員の子育て支援を推進するため、特定事業主行動計画に基づき、両立支援に

向けた環境づくりに取り組んでいるところである。

特に、男性職員の育児参加に関しては、育児休業や配偶者出産休暇等の取得を促進するため、所属長が対象職員と面談を行った上で「育児プランシート」を作成し、職場において配慮する取組が行われているが、男性職員の育児休業取得率は、平成30年度を除き、目標である10%に達しておらず、また、配偶者出産休暇等の取得率についても目標を下回る状況にあることから、育児休業や配偶者出産休暇等の取得率の目標を達成することはもとより、これらを取得する期間を伸ばし、日数を増やすことも課題となっている。

このため、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも、将来にわたり、誰もが活躍できる職場を実現していくためには、任命権者において、引き続き男女を問わず職員が育児や介護を行うための両立支援制度や柔軟で効率的な働き方を可能とする早出・遅出勤務、フレックスタイム制の改善に加え、これらの周知や新たな制度等の検討を行うなど、職員が働きやすい環境を整備していく必要がある。

③ 心身の健康づくりの推進

職員が心身ともに健康で職務に従事できることは、自己の能力を十分に発揮し、さらには多様な県民のニーズに応え、質の高い行政サービスを提供していく観点からも重要である。本県では、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを全所属を対象として実施しているほか、研修の実施や相談窓口を開設するなど、職員のメンタルヘルス対策として様々な取組が行われてきたところである。しかしながら、病気休職者のうちその原因が心の健康の問題である者の割合は、ここ数年、7割前後で推移し、高止まりの状況にあることから、任命権者においては、ストレスチェックをはじめとする職員のメンタルヘルス対策の強化を図るとともに、長時間勤務を行った職員に対する産業医による面接指導を確実に実施することが求められている。

また、管理職員による職場環境の改善、長時間勤務を行った職員とその労働時間の的確な把握、心身の不調の早期発見など、職員の健康管理についての取組を継続していくことも必要である。

④ ハラスメントの防止

職場におけるセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護等に関するハラスメントは、職員の尊厳や人格を傷つけ、心身の健康を害するばかりか、職場の運営にも支障をもたらすものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでハラスメントの種類毎の防止マニュアル等の策定、相談窓口の設置、研修の実施など、様々な対策に取り組んできたところであるが、

特にパワー・ハラスメントについては、本委員会が行っている職員からの苦情相談において、件数は少ないものの、毎年、苦情が寄せられている。

本年6月から、労働関係施策総合推進法や男女雇用機会均等法等の改正により、職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化などの措置が義務づけられたこと等から、任命権者においては、新たにハラスメント全般に対応する防止に関する指針や「ハラスメントの防止及び相談対応マニュアル」を作成し、相談窓口の設置や相談員の配置など必要な体制の拡充を図ったところである。今後もこうした取組とともに、ハラスメントの防止に関する意識啓発や相談窓口等の周知などを強化し、ハラスメントのない良好な職場環境づくりを一層推進していく必要がある。

また、管理職員においても、部下職員とのコミュニケーションに留意し、ハラスメントの防止に努める必要がある。

⑤ 新型コロナウイルスの感染への対応

本年は新型コロナウイルス感染症の拡大という、これまで経験したことのないような危機に直面し、従来の業務の進め方や服務では対応しきれない事態が生じたことから、会議の開催や出張の自粛、在宅勤務の推進、職務専念義務免除の対象の拡大等の措置が講じられたところである。

現在も感染が収束に至ったとはいえ、有効なワクチンや治療薬の開発状況等によっては、今後も感染による県内への影響は長期にかつ広範囲に及ぶことが危惧されている。

行政運営においても、県民生活や産業活動等における変化に合わせて施策を展開していくほか、業務の進め方、職員の働き方や健康管理についても、新型コロナウイルス感染症への対応を意識した取組が求められている。

このため、新型コロナウイルスの感染状況に応じて、適正な人員配置や柔軟な服務対応はもとより、在宅やサテライトオフィスにおける勤務、ICTの活用による会議や現場管理、研修のオンライン化等の推進に加え、職員における業務の進行管理やコミュニケーションの確保など、効率的な行政運営や個々の職員が置かれている事情に応じた働き方ができるよう環境の整備を図る必要がある。

(6) 定年の引上げ等

人口減少と高齢化が急速に進行している中、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる環境を整備することが重要な課題となっていることから、任命権者においては、再任用制度を取り入れており、再任用職員はこれまで培った能力及び経験を発揮しながら職務に従事している。

国においては、人事院からの意見の申出等を踏まえて、本年3月に国会に国家公務

員や地方公務員の定年を60歳から65歳まで段階的に引き上げるための関連法案を提出したが、成立には至らなかったところである。このため人事院は、本年10月に改めて定年引上げのための措置の早期実現を要請したことから、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差（△0.04%）が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査（完了率80.2%）

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

〔行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〕

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない。

（参考）ボーナスの改定（令和2年10月7日勧告）

民間の支給割合（4.46月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

参 考 资 料

目 次

I 職員給与実態調査関係資料

令和2年職員給与実態調査の概要	1
第1表 部局別、給料表別調査人員	2
第2表 給料表別平均給与月額等	2
第3表 給料表別、学歴別、性別人員構成比	3
第4表 給料表別、級別平均給料月額等	4
第5表 平均給与月額の前年対比	6
第6表 諸手当等平均支給月額等の前年対比	7
第7表 管理職手当の支給状況	8
第8表 扶養手当の支給状況	9
第9表 住居手当の支給状況	10
第10表 通勤手当の支給状況	11
第11表 特殊勤務手当の種類別平均支給額	14
第12表 給料表別、級別、号給別人員	15
第13表 給料表別、級別、経験年数別、年齢別人員	41
第14表 再任用職員の給料表別、級別人員	50

II 職種別民間給与実態調査関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	51
第15表 産業別、企業規模別調査事業所数	52
第16表 民間における給与改定の状況	52
第17表 民間における定期昇給の実施状況	52
第18表 民間における初任給の改定状況	53
第19表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	53
第20表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	54
第21表 民間における家族手当の支給状況	72
第22表 民間における特別給の支給状況	73

第23表	民間における冬季賞与の配分状況	73
第24表	民間における定年制の状況	74
第25表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における 一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	74
第26表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額 している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	74

Ⅲ 公民比較関係資料

第27表	公民給与の較差	75
第28表	職員と民間企業の従業員との給与比較における職種対応	75

Ⅳ 生計費等関係資料

	令和2年4月の標準生計費算定方法	77
第29表	秋田市における費目別、世帯人員別標準生計費 (令和2年4月)	78
(参考)	全国における費目別、世帯人員別生計費換算乗数	78
第30表	労働経済指標	79

(参考)

令和2年10月22日付け人委－418 職員の給与に関する報告及び勧告

I 職員給与実態調査関係資料

令和2年4月1日現在

令和２年職員給与実態調査の概要

本年実施した職員給与実態調査の概要は、次のとおりである。

１ 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得るため、令和２年４月１日現在で実施したものである。

２ 調査機関

秋田県人事委員会

３ 調査対象職員

令和２年４月１日現在、次の条例の適用を受ける職員（休職等の職員を除く。）である。

- ・ 一般職の職員の給与に関する条例
- ・ 市町村立学校職員の給与等に関する条例

４ 集 計

調査対象職員について、秋田県人事委員会が、各任命権者において作成した給与マスターデータを基に、秋田県企画振興部情報企画課に依頼して電算処理を行い、集計した。

第1表 部局別、給料表別調査人員

給料表 部局	行政職	公安職	海事職	教育職 (県立校)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	教育職 (中小校)	計
知 事	2,636		14	35	175	14	79	55	11	3,019
警 察	315	1,920		1	14			2		2,252
教 育 委 員 会	183			126				1	152	462
高 等 学 校 等	191		1	2,411			1		34	2,638
中 ・ 小 学 校	251						17		4,508	4,776
そ の 他	71									71
計	3,647	1,920	15	2,573	189	14	97	58	4,705	13,218

(注)再任用職員、休職等の職員は含まない。(以下、第13表まで同じ。)

第2表 給料表別平均給与月額等

給料表	一 人 当 た り 平 均					
	給 料 月 額	給料の調整額	教職調整額	扶 養 手 当	管理職手当	地 域 手 当
行 政 職	330,039	164	—	9,801	10,786	650
公 安 職	319,568	94	—	10,902	2,941	152
海 事 職	345,808	—	—	12,567	—	—
教 育 職 (県 立 校)	385,176	3,137	13,784	10,244	3,254	—
研 究 職	369,301	1,562	—	12,540	11,761	—
医 療 職 (一)	389,579	—	—	5,821	30,829	68,197
医 療 職 (二)	338,485	1,561	—	5,448	7,004	—
医 療 職 (三)	335,706	179	—	1,491	6,538	—
教 育 職 (中 小 校)	381,795	1,137	12,750	7,764	5,570	—
計	358,403	1,109	7,222	9,292	6,300	274

(注)その他は、初任給調整手当、特地勤務手当等である。

第3表 給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区 分	学 歴 別 人 員 構 成 比				性 別 人 員 構 成 比	
		大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男 性	女 性
		%	%	%	%	%	%
行	政 職	48.9	6.4	44.7	—	74.8	25.2
公	安 職	52.7	0.5	46.8	—	89.0	11.0
海	事 職	6.6	66.7	26.7	—	93.3	6.7
教 育 職	(県 立 校)	93.6	3.7	2.7	—	57.9	42.1
研	究 職	92.0	6.9	1.1	—	82.5	17.5
医	療 職 (一)	100.0	—	—	—	78.6	21.4
医	療 職 (二)	79.3	18.6	2.1	—	43.3	56.7
医	療 職 (三)	93.1	6.9	—	—	5.2	94.8
教 育 職	(中 小 校)	97.7	2.3	—	—	47.0	53.0
	計	76.6	3.7	19.7	—	63.3	36.7

給 与 月 額				給与額 前年比	一 人 当 た り 平 均			
小 計	住 居 手 当	そ の 他	合 計		扶養親族数	経験年数	修学年数	年 齢
円	円	円	円	%	人	年	年	歳
351,440	5,342	5,959	362,741	99.7	1.0	21.2	14.1	42.4
333,657	5,104	9,411	348,172	100.1	1.2	17.0	14.1	38.1
358,375	6,700	5,913	370,988	100.8	1.3	23.4	13.6	44.2
415,595	5,572	11,452	432,619	100.1	1.0	23.7	16.0	46.7
395,164	5,366	6,609	407,139	100.2	1.2	22.0	16.9	46.3
494,426	16,893	293,655	804,974	98.3	0.6	10.4	18.1	37.4
352,498	6,211	12,012	370,721	101.9	0.5	20.1	16.1	44.4
343,914	3,672	5,401	352,987	100.9	0.1	20.2	15.9	42.9
409,016	3,405	11,626	424,047	99.4	0.7	25.7	16.0	48.6
382,600	4,676	9,903	397,179	99.7	0.9	22.7	15.2	44.9

第4表 給料表別、級別平均給料月額等

給料表		行 政 職					公 安 職				
区 分		人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
			給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
級	1	人 504	円 183,714	歳 23.8	年 2.9	年 14.0	人 244	円 198,070	歳 21.6	年 2.3	年 12.8
	2	440	234,156	30.2	8.1	14.9	356	251,639	27.9	6.8	14.4
	3	441	296,343	38.2	16.3	14.4	475	299,055	35.5	13.6	14.7
	4	840	367,534	44.9	24.6	13.2	472	374,650	46.1	24.8	14.2
	5	1,041	392,421	51.3	30.1	14.1	229	410,045	49.6	28.5	14.1
	6	252	404,673	56.5	34.8	14.6	87	426,856	54.2	33.3	13.8
	7	60	429,047	56.2	33.5	15.4	21	435,527	56.1	35.9	13.1
	8	47	455,919	57.4	34.9	15.5	21	451,794	56.0	35.4	13.8
	9	22	498,077	56.7	33.3	16.1	15	473,464	57.3	37.1	13.6
	計	3,647	330,039	42.4	21.2	14.1	1,920	319,568	38.1	17.0	14.1

給料表		研 究 職					医 療 職 (一)				
区 分		人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
			給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
級	1	人	円	歳	年	年	人 9	円 320,100	歳 28.5	年 2.7	年 17.6
	2	44	285,553	32.1	7.7	16.9					
	3	120	387,593	49.2	24.8	17.0	5	514,640	53.3	24.2	19.2
	4	17	416,459	57.2	33.0	17.2					
	5	8	455,312	59.0	35.1	16.0					
	6										
	7										
	8										
	9										
	計	189	369,301	46.3	22.0	16.9	14	389,579	37.4	10.4	18.1

海 事 職					教 育 職（県立高）				
人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
	給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
1	205,890	21.5	1.0	14.0	102	302,953	43.9	22.2	14.0
3	298,919	35.8	15.1	14.0	2,300	383,691	46.2	23.1	16.1
9	361,396	46.5	25.6	13.6	110	447,325	55.1	32.0	16.1
2	415,959	57.5	37.0	13.0	61	466,571	58.0	35.1	16.1
15	345,808	44.2	23.4	13.6	2,573	385,176	46.7	23.7	16.0

医 療 職（二）					医 療 職（三）				
人 員	一 人 当 た り 平 均				人 員	一 人 当 た り 平 均			
	給料月額	年 齢	経験年数	修学年数		給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
人	円	歳	年	年	人	円	歳	年	年
16	224,982	28.9	3.2	16.4	7	226,256	27.5	2.9	16.0
18	275,164	34.5	9.7	16.2	14	263,867	30.4	7.8	15.9
2	336,674	44.0	19.4	16.0	4	315,053	36.8	14.0	16.0
55	383,744	50.6	27.0	16.0	33	391,904	52.3	29.8	15.9
2	401,713	57.5	32.5	17.0					
4	424,416	58.8	33.5	17.0					
97	338,485	44.4	20.1	16.1	58	335,706	42.9	20.2	15.9

給料表		教 育 職 (中 小 校)				
区 分		人 員	一 人 当 た り 平 均			
			給料月額	年 齢	経験年数	修学年数
級	1	人	円	歳	年	年
	2	4,067	373,573	47.4	24.5	16.0
	3	336	427,712	55.2	32.3	16.0
	4	302	441,427	57.6	34.7	16.0
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	計	4,705	381,795	48.6	25.7	16.0

第5表 平均給与月額の前年対比

区 分 項 目	行 政 職 給 料 表 適 用 者				全 職 員			
	令和2年	平成31年	増 減 (A)-(B)		令和2年	平成31年	増 減 (A)-(B)	
	(A)	(B)	額	率	(A)	(B)	額	率
給 料 月 額	円 330,039	円 330,810	円 △ 771	% △ 2.3	円 358,448	円 359,457	円 △ 1,009	% △ 0.3
給料の調整額	164	153	11.0	7.2	1,109	1,103	6	0.5
教職調整額	—	—	—	—	7,220	7,318	△ 98	△ 1.3
扶 養 手 当	9,801	10,202	△ 401	△ 3.9	9,290	9,612	△ 322	△ 3.3
管理職手当	10,786	10,745	41	0.4	6,299	6,263	36	0.6
地 域 手 当	650	625	25	4.0	282	273	9	3.3
住 居 手 当	5,342	5,129	213	4.2	4,675	4,416	259	5.9
そ の 他	5,959	6,164	△ 205	△ 3.3	9,902	10,054	△ 152	△ 1.5
合 計	362,741	363,828	△ 1,087	△ 0.3	397,225	398,496	△ 1,271	△ 0.3

(注) 1 その他は、初任給調整手当、特勤勤務手当等である。

2 「△」は減少を示す。(以下各表において同じ。)

第6表 諸手当等平均支給月額等の前年対比

その1 諸手当等の支給状況

区 分 項 目	支 給 人 員			平 均 支 給 月 額		
	令和2年	平成31年	増 減 率	令和2年	平成31年	増 減 率
給 料 の 調 整 額	人 1,315	人 1,324	% △ 0.7	円 11,147	円 11,137	% 0.1
管 理 職 手 当	1,594	1,605	△ 0.7	52,244	52,146	0.2
初 任 給 調 整 手 当	33	35	△ 5.7	141,409	138,146	2.4
扶 養 手 当	6,169	6,387	△ 3.4	19,909	20,111	△ 1.0
地 域 手 当	58	58	0.0	64,359	62,784	2.5
住 居 手 当	2,520	2,416	4.3	24,527	24,426	0.4
通 勤 手 当	10,750	10,722	0.3	10,211	10,393	△ 1.8
単 身 赴 任 手 当	326	332	△ 1.8	34,061	33,922	0.4
特 殊 勤 務 手 当	4,917	4,960	△ 0.9	5,279	5,307	△ 0.5
特 地 勤 務 手 当 ・ 特 地 勤 務 手 当 に 準 ず る 手 当	14	14	0.0	16,884	18,323	△ 7.9
農 林 漁 業 普 及 指 導 手 当	113	122	△ 7.4	29,145	28,802	1.2

その2 学校に勤務する教育職員等のみに支給される諸手当等の支給状況

区 分 項 目	支 給 人 員			平 均 支 給 月 額		
	令和2年	平成31年	増 減 率	令和2年	平成31年	増 減 率
教 職 調 整 額	人 6,352	人 6,484	% △ 2.0	円 15,028	円 15,083	% △ 0.4
教 員 特 殊 業 務 手 当	1,922	3,303	△ 41.8	4,424	9,714	△ 54.5
義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当	7,093	7,233	△ 1.9	6,138	6,164	△ 0.4
定 時 制 通 信 教 育 手 当	111	116	△ 4.3	20,528	20,461	0.3
産 業 教 育 手 当	232	244	△ 4.9	19,839	19,876	△ 0.2
へ き 地 手 当 ・ へ き 地 手 当 に 準 ず る 手 当	182	187	△ 2.7	11,375	11,480	△ 0.9

(注) 1 平均支給月額は、当該手当等の受給者の平均額である。

2 特殊勤務手当及び教員特殊業務手当の支給人員は、同一人に2以上の手当が支給されている場合は、それぞれを1人として数えた。

第7表 管理職手当の支給状況

支給区分 給料表	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
行政職	人 22	人 47	人 175	人 61	人 334	人 2	人 36	人 677	円 58,103
公安職		36	20	20				76	74,311
海事職								0	0
教育職(県立校)			4	27	57	48	34	170	49,248
研究職		8	9	7	8			32	69,463
医療職(一)		2	3					5	86,320
医療職(二)			4	2	6			12	56,617
医療職(三)					8			8	47,400
教育職(中小校)				20	93	292	209	614	42,685
計	22	93	215	137	506	342	279	1,594	52,244

第8表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別、扶養手当を受ける職員数及び支給額別扶養親族数等

区分 給料表	扶養親族を 有する 職員数	支 給 額 別 扶 養 親 族 数				扶養親族の うち特定期 間にある子
		6,500円、 3,500円 又は0円 (配偶者)	10,000円 (子)	6,500円、 3,500円 又は0円 (左記以外)	計	
行政職	人 1,815	人 932	人 2,364	人 238	人 3,534	人 931
公安職	1,065	753	1,455	27	2,235	269
海事職	9	9	11	0	20	4
教育職(県立校)	1,266	450	1,913	149	2,512	667
研究職	116	70	161	4	235	60
医療職(一)	4	1	7	0	8	1
医療職(二)	30	14	34	5	53	13
医療職(三)	5	1	7	0	8	2
教育職(中小校)	1,865	560	2,418	357	3,335	1,278
計	6,175	2,790	8,370	780	11,940	3,225

その2 扶養親族数別人員分布

区分 扶養親族数	該 当 職 員 数			
		うち扶養親族である 配偶者を有する者	うち扶養親族である 子を有する者	うち配偶者・子以外の 扶養親族を有する者
1 人	人 2,396	人 916	人 1,213	人 267
2 人	2,223	747	2,114	180
3 人	1,187	821	1,174	100
4 人	320	267	319	69
5 人	39	29	39	19
6人以上	10	10	10	5
計	6,175	2,790	4,869	640

(注) 1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象になっているものをいう。

2 特定期間にある子とは、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子をいう。

第9表 住居手当の支給状況

区分	手 当 月 額		家 賃 額		人 員	
借	1, 000 円未満		12, 100 円以上 13, 000 円未満		0	
	1, 000 円以上 2, 000 円未満		13, 000 " 14, 000 "		1	
	2, 000 " 3, 000 "		14, 000 " 15, 000 "		1	
	3, 000 " 4, 000 "		15, 000 " 16, 000 "		0	
	4, 000 " 5, 000 "		16, 000 " 17, 000 "		0	
	5, 000 " 6, 000 "		17, 000 " 18, 000 "		1	
	6, 000 " 7, 000 "		18, 000 " 19, 000 "		1	
	7, 000 " 8, 000 "		19, 000 " 20, 000 "		0	
	8, 000 " 9, 000 "		20, 000 " 21, 000 "		1	
	9, 000 " 10, 000 "		21, 000 " 22, 000 "		1	
家	10, 000 " 11, 000 "		22, 000 " 23, 000 "		1	
	11, 000 " 12, 000 "		23, 000 " 25, 000 "		2	
	12, 000 " 13, 000 "		25, 000 " 27, 000 "		7	
	13, 000 " 14, 000 "		27, 000 " 29, 000 "		4	
	14, 000 " 15, 000 "		29, 000 " 31, 000 "		20	
	15, 000 " 16, 000 "		31, 000 " 33, 000 "		13	
	16, 000 " 17, 000 "		33, 000 " 35, 000 "		28	
	17, 000 " 18, 000 "		35, 000 " 37, 000 "		55	
	18, 000 " 19, 000 "		37, 000 " 39, 000 "		62	
	19, 000 " 20, 000 "		39, 000 " 41, 000 "		122	
・	20, 000 " 21, 000 "		41, 000 " 43, 000 "		67	
	21, 000 " 22, 000 "		43, 000 " 45, 000 "		76	
	22, 000 " 23, 000 "		45, 000 " 47, 000 "		164	
	23, 000 " 24, 000 "		47, 000 " 49, 000 "		151	
	24, 000 " 25, 000 "		49, 000 " 51, 000 "		243	
	25, 000 " 26, 000 "		51, 000 " 53, 000 "		132	
	26, 000 " 27, 000 "		53, 000 " 55, 000 "		169	
	27, 000 円		55, 000 円以上		1, 195	
	計				2, 517	
	手当受給者 1 人当たりの平均手当月額					24, 513

配偶者等の居住する借家・借間	受給者	手当受給者1人当たりの平均手当月額
	8人	13,500円

(注)受給者8人中5人は職員本人が居住する借家・借間に対する住宅手当も併せて受給している。

第10表 通勤手当の支給状況

その1 給料表別、通勤方法別人員

給料表 通勤方法	行 政 職	公 安 職	海 事 職	教育職 (県立校)	研 究 職	医 療 職 (一)	医 療 職 (二)	医 療 職 (三)	教育職 (中小校)	計	構 成 比
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%
交通機関利用者	570	78		50	17	2	2	1	19	739	6.88
鉄 道	51	10		9	4		1	1	4	80	0.75
バ ス	448	60		30	13	1	1		9	562	5.23
鉄道とバスの 併 用	71	8		11		1			6	97	0.90
交通用具使用者	2,097	972	14	2,292	155	10	86	47	4,293	9,966	92.73
自 動 車	1,934	890	14	2,288	153	10	86	47	4,287	9,709	90.34
原 付 及 び 自 動 二 輪 車	3	8								11	0.10
自 転 車	160	74		4	2				6	246	2.29
交通機関と交通 用具の併用者	27	1		9	1			1	3	42	0.39
交 通 機 関 と 自 動 車	19			6	1			1	2	29	0.27
交通機関と原付 及び自動二輪車				1						1	0.01
交 通 機 関 と 自 転 車	8	1		2					1	12	0.11
計	2,694	1,051	14	2,351	173	12	88	49	4,315	10,747	100.00

その２ 交通機関利用者の通勤費用額別人員

通勤費用額	交通機関のみを利用する者				交通用具と併用者	人員計	構成比
	鉄道	バス	鉄道とバスの併用	小計			
5,000円未満	10	10		20	1	21	2.7
5,000円以上 7,000円未満	24	14		38	1	39	5.0
7,000 " 9,000 "	15	144	2	161	1	162	20.7
9,000 " 11,000 "	4	122	1	127	3	130	16.7
11,000 " 13,000 "	3	97	19	119	1	120	15.4
13,000 " 15,000 "		63	8	71	2	73	9.3
15,000 " 17,000 "	5	58	4	67	2	69	8.8
17,000 " 19,000 "	1	12	3	16	2	18	2.3
19,000 " 21,000 "	1	4	10	15	2	17	2.2
21,000 " 23,000 "	5	13	2	20	1	21	2.7
23,000 " 25,000 "	5	3	2	10		10	1.3
25,000 " 27,000 "	1	3	7	11	3	14	1.8
27,000 " 29,000 "			5	5	3	8	1.0
29,000 " 31,000 "	4	11	16	31		31	4.0
31,000 " 33,000 "	1	5	1	7	6	13	1.7
33,000 " 35,000 "			2	2	5	7	0.9
35,000 " 37,000 "	1		2	3	2	5	0.6
37,000 " 39,000 "		1	7	8	2	10	1.3
39,000 " 41,000 "			2	2	2	4	0.5
41,000 " 43,000 "			1	1	1	2	0.3
43,000 " 45,000 "		1	1	2	1	3	0.4
45,000 " 47,000 "					1	1	0.1
47,000 " 49,000 "							
49,000 " 51,000 "		1		1		1	0.1
51,000 " 53,000 "							
53,000 " 55,000 "			1	1		1	0.1
55,000 " 57,000 "			1	1		1	0.1
57,000 " 59,000 "							
59,000円以上							
計	80	562	97	739	42	781	100.0

その3 交通用具使用者の通勤距離別人員

区 分 通勤距離				交 通 用 具 の み 者	交通機関との併用者			計				構成比		
				交 通 使 用 者	自 動 車	原 付 及 び 自 動 二 輪 車	自 転 車	自 動 車	原 付 及 び 自 動 二 輪 車	自 転 車	人 員			
				人	人	人	人	人	人	人	人	%		
4 km未満				1,536	11	246	11	1	12	1,547	12	258	1,817	18.2
4 km以上 6 km未満				1,181			7			1,188			1,188	11.9
6 " 8 "				964			5			969			969	9.7
8 " 10 "				819			3			822			822	8.2
10 " 12 "				631						631			631	6.3
12 " 14 "				526			1			527			527	5.3
14 " 16 "				426						426			426	4.2
16 " 18 "				404			1			405			405	4.0
18 " 20 "				328						328			328	3.3
20 " 22 "				396						396			396	4.0
22 " 24 "				337			1			338			338	3.4
24 " 26 "				230						230			230	2.3
26 " 28 "				184						184			184	1.8
28 " 30 "				148						148			148	1.5
30 " 32 "				132						132			132	1.3
32 " 34 "				124						124			124	1.2
34 " 36 "				118						118			118	1.2
36 " 38 "				99						99			99	1.0
38 " 40 "				98						98			98	1.0
40 " 42 "				107						107			107	1.1
42 " 44 "				105						105			105	1.0
44 " 46 "				89						89			89	0.9
46 " 48 "				57						57			57	0.6
48 " 50 "				53						53			53	0.5
50 " 52 "				70						70			70	0.7
52 " 54 "				66						66			66	0.7
54 " 56 "				58						58			58	0.6
56 " 58 "				72						72			72	0.7
58 " 60 "				46						46			46	0.5
60 " 62 "				43						43			43	0.4
62 " 64 "				32						32			32	0.3
64 " 66 "				33						33			33	0.3
66 " 68 "				24						24			24	0.2
68 " 70 "				17						17			17	0.2
70 " 72 "				20						20			20	0.2
72 " 74 "				19						19			19	0.2
74 " 76 "				15						15			15	0.1
76 " 78 "				18						18			18	0.2
78 " 80 "				10						10			10	0.1
80 " 82 "				9						9			9	0.1
82 " 84 "				9						9			9	0.1
84 " 86 "				13						13			13	0.1
86 " 88 "				5						5			5	
88 " 90 "				8						8			8	0.1
90 km以上				30						30			30	0.3
計				9,709	11	246	29	1	12	9,738	12	258	10,008	100.0

第11表 特殊勤務手当の種類別平均支給額
(月額特殊勤務手当)

手当の名称	項 目	支給人員	平均支給額
社 会 福 祉 業 務 手 当		人 40	円 11,800
防 疫 等 業 務 手 当		4	12,500
病 害 虫 防 除 手 当		10	25,994
家 畜 保 健 衛 生 手 当		21	12,500
職 業 訓 練 手 当		38	35,489

(日額特殊勤務手当)

手当の名称	項 目	支給人員	平均支給額
県 税 業 務 手 当		人 47	円 1,959
社 会 福 祉 業 務 手 当		17	2,835
精 神 保 健 業 務 手 当		14	600
防 疫 等 業 務 手 当	結 核 予 防 業 務	6	1,257
	感 染 症 業 務	13	402
	狂 犬 病 業 務	12	1,663
公 害 防 止 等 業 務 手 当	煤 煙・汚 水・悪 臭 調 査 検 査	9	436
	廃 棄 物 処 理 等 業 務	12	513
有 害 薬 剤 等 取 扱 手 当	有 害 薬 剤 等 取 扱 作 業	22	2,280
	吹 付 塗 装 作 業	3	4,060
特 殊 現 場 作 業 手 当	高 所 作 業	11	1,687
乗 船 作 業 手 当	漁 業 取 締 業 務	3	2,200
	乗 船 作 業	4	855
潜 水 手 当	潜 水 深 度 20 m ま で	7	243
用 地 交 渉 等 手 当		16	1,191
道 路 上 作 業 手 当		2	1,500
講 師 手 当		2	12,800
学 校 職 員 手 当	兼 務 授 業	1	2,800
	夜 間 業 務	1	280
教 育 業 務 連 絡 指 導 手 当		1,712	4,109
警 察 職 員 手 当	夜 間 特 殊 作 業	580	5,928
	緊 急 呼 出 作 業	275	1,786
	死 体 取 扱 作 業	354	5,094
	山 岳 遭 難 救 助	6	530
	犯 罪 捜 査・鑑 識	651	7,098
	交 通 特 殊 運 転	149	6,223
	交 通 捜 査 等 作 業	130	3,683
	交 通 整 理 等 作 業	173	4,552
	警 ら 作 業	408	6,134
	被 疑 者 等 留 置 作 業	85	4,612
航 空 手 当		46	12,028
多 学 年 学 級 担 当 手 当		33	6,002

(注) 令和2年4月において支給実績のない手当の掲載は省略した。

第12表 給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表

(単位 人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1			10				1		
2									
3									
4									
5	26								
6									
7	1								1
8	18	22							1
9	6	2						1	1
10									
11	1								
12	23	51							2
13	2	5							7
14		6		1					7
15	6	2	1				1		1
16	29	22	1						1
17	2	6							
18	4	2	5						
19	1	3						4	
20	6	53	30					6	
21	1	6	2					7	
22	5	7	5					3	
23	1	2	4						
24	31	56	8					1	
25	53	2	5					4	
26	4	10	3					2	
27	2	1	3					2	
28	65	33	28					7	
29	8	9	5				1	5	
30	8	3	10				7	2	
31	1	3	2				18	3	
32	70	64	20				9		
33	4	4	7				3		
34	6	5	6			1	3		
35	4	6	9				1		
36	69	13	18	1			1		
37	6	2	6				7		
38	3	7	15				1		
39	4	1	5	1			2		
40	11	4	23	3					
41	1		7	1			1		1
42	3	3	12	10		1			
43		2	3				3		
44	3	3	9	3			1		
45	2	3	2	7					
46		1	14	25					
47		2	4	10					
48	3	2	11	18					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
49		1	9	19					
50	3	2	7	16					
51	2	1	3	23		2			
52	1		10	5		25			
53	1		3	32		126			
54		1	15	11		9			
55		1	7	25		7			
56			9	14		9			
57	1	1	6	12		19			
58	1	1	19	10		3			
59			3	41		12			
60		2	6	18	2	9			
61			6	34	3	10			
62			8	14	3	4			
63			5	66	18	6			
64			5	18	5	3			
65			3	28	21	2			
66		1	2	11	5				
67	1		1	71	32	2			
68				14	51				
69			3	33	41				
70		1	1	14	7				
71				54	30				
72			1	11	41				
73	1		3	25	26	1			
74				19	28				
75			2	25	20	1			
76				15	49				
77			1	17	31				
78			2	8	18				
79			1	7	21				
80				6	23				
81				5	27				
82				5	20				
83			1	3	32				
84					11				
85				3	12				
86				1	10				
87			1	2	11				
88			1	2	9				
89				3	36				
90					15				
91				1	18				
92					19				
93			2	19	346				
94									
95									
96			1						

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112			1						
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	504	440	441	840	1,041	252	60	47	22
構成比 (%)	13.8	12.1	12.1	23.0	28.5	6.9	1.7	1.3	0.6
								合計	3,647

公安職給料表

(単位 人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3	37								
4	1								
5	2								
6	1								
7	4								
8									
9	23								
10									
11	1								
12	32								
13	1								
14									
15	1								
16	26								
17									
18	5								
19	2								
20	25	24	3						
21	1	2							
22	2	2	1						
23	25	1	1						
24	16	19	4	1					
25	4								
26	1		1						
27	1	1	1						
28	23	25	5						
29	2	2							
30	2		1						6
31		1	1						5
32		38	10	1					
33		3	1						
34	1	4	3	2					
35		1							1
36		38	6	2					
37		6	2	1					1
38	1	2	1	1					
39	2	3	1						
40		36	14	2					1
41		1							
42		9	7					4	
43		5	1					1	
44		33	28	3				9	
45		3	6					2	1
46		5	12	6	3			1	
47		3	3		1			2	
48		32	35	4	1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
49		4	2	1	2				
50		11	12	3	4				
51		7	4		1			1	
52		14	22	14	3				
53	2	6	11	5	7			1	
54		9	19	9			2		
55		3	5	8	2		11		
56		1	19	9	4		3		
57			6	4	3				
58			16	7	7		3		
59			5	3	4				
60			18	5	1				
61		1	1	9	3				
62			15	3	2				
63			5	9	2		1		
64		1	11	7	4		1		
65			8	12	4				
66			11	8	5				
67			7	3	4				
68			12	3	4				
69			6	11	14				
70			3	12	2				
71			5	8	3				
72			3	6	2				
73			9	4	4				
74			2	3	10				
75			10	4	5	1			
76			4	4	2	1			
77			17	2	9				
78			3	5	3				
79			4	7	5				
80			3	7	3	3			
81			5	2	6	3			
82			1	1	7	3			
83			1	2	3	18			
84			3	1	6	3			
85			3	4	5	1			
86			5	3	2	2			
87			5	7	1	6			
88			1	3	4	2			
89			4	4	7	1			
90			1	3	2	1			
91			1	2	3	7			
92			1		7	3			
93			2	3	43	32			
94			1	3					
95			2	2					
96				3					
97			3	3					
98				5					
99			2	3					
100				2					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
101			2	2					
102			2	5					
103			1	2					
104			1	3					
105				7					
106			2	3					
107				3					
108									
109				4					
110				3					
111				7					
112				3					
113				2					
114				5					
115				5					
116				3					
117				6					
118				6					
119				1					
120				7					
121				7					
122				7					
123				2					
124				9					
125				96					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	244	356	475	472	229	87	21	21	15
構成比 (%)	12.7	18.6	24.7	24.6	11.9	4.5	1.1	1.1	0.8
								合計	1,920

海事職給料表

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14		1			
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34			1		
35					
36					
37				1	
38					
39					
40					
41					
42			1		
43					
44					
45				1	
46					
47					
48					
49				2	
50					
51					1
52					

級 給 号	1	2	3	4
53			1	
54				1
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63			1	
64				
65				
66				
67				
68				
69		1		
70				
71				
72				
73				
74				
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83			1	
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94			1	
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
計	1	3	9	2
構 成 比 (%)	6.7	20.0	60.0	13.3
			合計	15

教育職給料表(県立校)

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4
1			9		
2					
3			1		
4			6		
5			5		
6					
7					
8			9		
9			2		
10			1		
11			2		
12			7		
13			6		
14			2		
15			1		
16			13		
17			3		
18			2		
19			1		4
20			3		
21			1		
22			1		1
23			1		6
24			10		
25					2
26			1		9
27			1		5
28		1	17		9
29			4		4
30			2		3
31			2		8
32			14		1
33			1		1
34			6		2
35			3		
36			14		2
37		2	4		4
38			4		
39			7		
40			14		
41			2		
42			8		
43			3		
44		1	9		
45		1	1		
46			3		
47			3		
48			10		
49		1	3		
50			2		
51		1	4		
52			19		

給 号	級	1	2	3	4
53		1	3		
54		1	5		
55			5		
56			18	1	
57		1	2	2	
58			9	6	
59			9	27	
60			14		
61			9		
62			13	11	
63		1	7	19	
64		1	15		
65			5		
66		1	9	17	
67		1	9	4	
68		2	20		
69		1	7	2	
70			18	15	
71			7	1	
72		1	19		
73		1	10	2	
74		2	9	1	
75		2	15		
76		2	12		
77			1	2	
78		2	17		
79			10		
80		1	14		
81			10		
82		2	32		
83		2	13		
84			17		
85		3	19		
86			30		
87			15		
88			21		
89			21		
90		1	13		
91			8		
92			34		
93			27		
94		3	18		
95			19		
96			41		
97			15		
98			23		
99		2	17		
100		1	46		
101			14		
102			28		
103		2	12		
104			10		

給 号	級	1	2	3	4
105		1	6		
106			14		
107		1	7		
108		2	35		
109		2	18		
110		1	31		
111			13		
112		1	80		
113			20		
114			38		
115		1	19		
116		3	56		
117		2	14		
118		4	33		
119		2	20		
120			56		
121		1	17		
122		1	27		
123		1	22		
124			47		
125			16		
126			26		
127		2	18		
128			43		
129		1	26		
130		1	32		
131		1	49		
132		1	45		
133		2	55		
134		2	93		
135		4	46		
136		2	79		
137			51		
138			46		
139			26		
140			12		
141		1	5		
142		4	5		
143		2	7		
144					
145		2	6		
146		1			
147		3			
148		1			
149		3			
150					
151					
152					
153		2			
計		102	2, 300	110	61
構 成 比 (%)		3. 9	89. 4	4. 3	2. 4
				合計	2, 573

研究職給料表

(単位 人)

級 号給	1	2	3	4	5
1		1			
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		1			
14					
15					
16		1			
17					
18					
19					
20		2			
21					
22					2
23					
24		1			2
25					
26			2		3
27					
28		3	2		
29			2		
30			1		
31					
32		4	2		
33					1
34			2		
35					
36					
37					
38		1			
39			1		
40		3	3		
41					
42					
43		1	2		
44		3			
45			1		
46		1			
47			2	12	
48		1	1	1	

給 号	級	1	2	3	4	5
49				2	2	
50			1			
51					1	
52			2	1		
53			1			
54						
55			2	2	1	
56			4			
57				3		
58			1	1		
59				1		
60			2			
61						
62			1			
63			1	1		
64			1	2		
65				1		
66						
67			1			
68			2	1		
69				3		
70				4		
71			1	1		
72				1		
73				1		
74				1		
75				3		
76				2		
77			1	1		
78				1		
79				1		
80						
81				4		
82						
83				4		
84						
85				3		
86				4		
87				6		
88				4		
89				40		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						

給 号	級	1	2	3	4	5
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計			44	120	17	8
構 成 比 (%)			23.3	63.5	9.0	4.2
					合計	189

医療職給料表(-)

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		3			
14					
15					
16		2			
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		1			
28					
29					
30					
31					
32		1			
33					
34					
35					
36		1			
37					
38					
39					
40		1			
41					
42				1	
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51				1	
52					

給 号	級	1	2	3	4
53					
54					
55				1	
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75				1	
76					
77					
78					
79					
80					
81				1	
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		9		5	1
構 成 比 (%)		60.0		33.3	6.7
				合計	15

医療職給料表(二)

(単位 人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11		2					
12							
13							
14							
15		1					
16							
17							
18		1					
19							
20		1					
21							
22		3					
23							
24							2
25							2
26		1	1				
27							
28							
29		1					
30		1	2				
31			1				
32							
33		1	1				
34		3	2				
35			1				
36			2				
37							
38					1		
39		1	1				
40							
41							
42			1				
43			2				
44			2		1	2	
45							
46			2				
47							
48							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
49					2		
50							
51					1		
52				1	2		
53							
54							
55							
56					1		
57					1		
58					1		
59							
60					1		
61					1		
62					1		
63							
64							
65							
66							
67							
68					1		
69							
70					1		
71					1		
72					4		
73					1		
74					2		
75					1		
76					3		
77					1		
78				1			
79					2		
80					1		
81							
82					1		
83					1		
84					2		
85					20		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		16	18	2	55	2	4
構成比 (%)		16.5	18.5	2.1	56.7	2.1	4.1
						合計	97

医療職給料表(三)

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4				2		
5						
6				1		
7						
8						
9						
10						
11						
12				2		
13						
14			1			
15						
16						
17						
18			3	1		
19						
20			1	1		
21						
22			1			
23				1		
24						
25						
26						
27				2		
28						
29						
30						
31				1		
32						
33						
34						
35				2		
36				1	1	
37			1			
38						
39						
40					2	
41						
42						
43						
44						
45					1	
46						
47						
48						

級 給 号	1	2	3	4	5
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					1
58					1
59					
60					1
61					
62					
63					
64					1
65					
66					
67					
68					
69					
70					1
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					2
81					1
82					1
83					
84					
85					
86					
87					2
88					
89					
90					1
91					1
92					1
93					19
94					
95					
96					

級 号給	1	2	3	4	5
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					

級 給 号	1	2	3	4	5
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165					
166					
167					
168					
169					
計		7	14	4	33
構 成 比 (%)		12.1	24.1	6.9	56.9
				合計	58

教育職給料表(中小校)

(単位 人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13			33		
14					
15			5		
16			32		
17			11		
18			7		17
19			3		2
20			35		13
21			9		29
22			12		50
23			3		83
24			39		1
25			10		9
26			6		22
27			12		12
28			40		2
29			5		4
30			13		7
31			8		7
32			12		3
33			6		9
34			4		9
35					4
36			27		6
37			8		13
38			7		
39			8		
40			26		
41			12		
42			5		
43			3		
44			36		
45			9		
46			6		
47			14		
48			27		
49			9		
50			6		
51			13		
52			23		

級 号給	1	2	3	4
53		4		
54		3		
55		5		
56		8		
57		4		
58		4		
59		3		
60		19		
61		5		
62		10		
63		4		
64		14		
65		4		
66		6		
67		11		
68		22		
69		9		
70		4		
71		7		
72		19		
73		5	1	
74		6	121	
75		12	16	
76		12	1	
77		7		
78		13	74	
79		9	2	
80		22	1	
81		7	3	
82		20	43	
83		14	5	
84		13	1	
85		5		
86		15	27	
87		8	4	
88		14	2	
89		8	3	
90		16	9	
91		10	3	
92		8	1	
93		7	19	
94		14		
95		8		
96		19		
97		17		
98		27		
99		8		
100		10		
101		22		
102		8		
103		6		
104		15		

級 号給	1	2	3	4
105		14		
106		28		
107		17		
108		27		
109		17		
110		16		
111		26		
112		34		
113		23		
114		14		
115		20		
116		11		
117		9		
118		17		
119		6		
120		33		
121		23		
122		21		
123		30		
124		46		
125		17		
126		40		
127		34		
128		51		
129		22		
130		41		
131		32		
132		68		
133		34		
134		52		
135		35		
136		68		
137		25		
138		68		
139		47		
140		74		
141		75		
142		89		
143		156		
144		148		
145		173		
146		227		
147		195		
148		217		
149		148		
150		140		
151		99		
152		77		
153		47		
154		21		
155		9		
156		7		
157		5		
計		4, 067	336	302
構 成 比 (%)		86. 5	7. 1	6. 4
			合計	4, 705

第13表 給料表別、級別、経験年数別、年齢別人員

行政職給料表

(単位 人)

級 経験年数												級 年齢											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計			
1 年未満	90		2			1				93	18歳未満												
1 年	80									80	18 歳	26									26		
2 "	92			1						93	19 "	21									21		
3 "	88	5								93	20 "	34									34		
4 "	45	62								107	21 "	30									30		
5 "	39	58								97	22 "	78									78		
6 "	33	56								89	23 "	83									83		
7 "	18	47	1	1						67	24 "	81									81		
8 "	9	73	8							90	25 "	78									78		
9 "	3	37	41							81	26 "	32	55								87		
10 "	5	24	46				1			76	27 "	8	77								85		
11 "		14	19							33	28 "	11	54								65		
12 "	1	9	31			1				42	29 "	12	50								62		
13 "	1	15	36							52	30 "	3	76	1							80		
14 "		16	22	1			1	1		41	31 "	2	35	28							65		
15 "		7	32	3						42	32 "		25	32			1				58		
16 "		3	16	19						38	33 "		22	28							50		
17 "		5	22	24						51	34 "	1	7	33							41		
18 "		1	20	22	1				1	45	35 "	2	13	48			1				64		
19 "		1	25	31	1					58	36 "	1	9	38							48		
20 "		2	19	36	2				1	60	37 "		5	48				1	1		55		
21 "		2	33	52	6					93	38 "		5	37	7						49		
22 "		2	18	76	21			1		118	39 "	1	2	41	17						61		
23 "			12	46	37					95	40 "		1	30	44						75		
24 "			8	67	53					128	41 "		1	14	64						79		
25 "		1	5	78	60				1	145	42 "			11	82					1	94		
26 "			1	96	74					171	43 "			4	97					1	102		
27 "			4	106	77	4				191	44 "			6	143	8					157		
28 "			1	106	64	3	1		1	176	45 "		1	9	143	25	1				179		
29 "			6	28	118	10	1			163	46 "		2	2	118	51			1		174		
30 "			2	18	104	16	3			143	47 "			11	43	126					180		
31 "			2	3	73	19	7	3		107	48 "			3	28	120					151		
32 "				2	57	23	8	3	2	95	49 "			2	10	108	1			1	122		
33 "				3	65	19	8	7	1	103	50 "			3	9	119	1				132		
34 "				3	50	27	3	10		93	51 "				5	92	8				105		
35 "				4	42	26	11	4	4	91	52 "				3	88	13			1	105		
36 "			1	4	28	18	6	6	6	69	53 "			1	5	63	16	2			87		
37 "				3	30	12	3	4	5	57	54 "				4	57	22	4			87		
38 "				1	30	16	1			48	55 "			1	4	47	26	16	4		98		
39 "				3	21	20	1	1		46	56 "				3	46	30	5	7	1	92		
40 "				1	16	22	2	4		45	57 "				6	46	46	12	10	2	122		
41年以上			8	2	11	15	3	3		42	58 "				3	27	51	12	9	4	106		
計	504	440	441	840	1,041	252	60	47	22	3,647	59 "				2	18	36	7	15	11	89		
平均経験年数(年)	2.9	8.1	16.3	24.6	30.1	34.8	33.5	34.9	33.3	21.2	60歳以上			10							10		
												計	504	440	441	840	1,041	252	60	47	22	3,647	
												平均年齢(歳)	23.8	30.2	38.2	44.9	51.3	56.5	56.2	57.4	56.7	42.4	

公安職給料表

(単位 人)

級 経験年数											級 年齢										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
1 年未満	62									62	18歳未満										
1 年	51									51	18 歳	37									37
2 "	36	22								58	19 "	31									31
3 "	31	18								49	20 "	33									33
4 "	34	33								67	21 "	30									30
5 "	21	30								51	22 "	54									54
6 "	3	68	6							77	23 "	38									38
7 "	3	66	12							81	24 "	10	45								55
8 "		54	20							74	25 "	6	43								49
9 "	1	16	45	2						64	26 "	2	54	4							60
10 "		16	39	3						58	27 "		45	9							54
11 "	1	10	63	3						77	28 "		56	14							70
12 "		12	50	18						80	29 "	1	38	14							53
13 "		9	38	14						61	30 "		37	25	2						64
14 "		1	31	25						57	31 "	1	25	40	3						69
15 "		1	45	24	1					71	32 "		4	36	2						42
16 "			26	36	4					66	33 "		1	49	8						58
17 "	1		29	22	10					62	34 "		5	51	16						72
18 "			21	24	9					54	35 "	1	3	43	18						65
19 "			16	31	9					56	36 "			39	24						63
20 "			9	9	9					27	37 "			21	25	1					47
21 "			4	13	9					26	38 "			28	28	4					60
22 "			5	7	10					22	39 "			20	27	8					55
23 "			3	9	13	1				26	40 "			26	15	10					51
24 "			4	6	7	2				19	41 "			14	27	8					49
25 "			2	12	10	1				25	42 "			11	15	8					34
26 "			2	9	3					14	43 "			16	15	12					43
27 "			3	4	7	2	1			17	44 "			8	9	12					29
28 "			2	9	6	2				19	45 "			4	13	16	1				34
29 "				16	6	3				25	46 "			3	8	11	3				25
30 "				16	10	6				32	47 "				13	10	2				25
31 "				15	8	6	1	1		31	48 "				15	10	2				27
32 "				19	17	11	2	1		50	49 "				15	5	1				21
33 "				15	12	16	1	4	1	49	50 "				16	10	6	1			33
34 "				17	9	11	2	4	3	46	51 "				8	9	9	1	1		28
35 "				14	22	4	1	4	1	46	52 "				17	12	8	2	2	1	42
36 "				17	10	6	2	2	1	38	53 "				11	14	8	1	3		37
37 "				17	10	7	3		3	40	54 "				20	14	4		2		40
38 "				20	3		3	1		27	55 "				21	12	13	2		3	51
39 "				12	7	5	3	1	3	31	56 "				29	9	10	5	5	1	59
40 "				8	2	2	1	1	2	16	57 "				20	13	9	5	3	4	54
41年以上				6	6	2	1	2	1	18	58 "				19	12	4	2	2	3	42
計	244	356	475	472	229	87	21	21	15	1,920	59 "				13	9	7	2	3	3	37
平均経験年数(年)	2.3	6.8	13.6	24.8	28.5	33.3	35.9	35.4	37.1	17.0	60歳以上										
											計	244	356	475	472	229	87	21	21	15	1,920
											平均年齢(歳)	21.6	27.9	35.5	46.1	49.6	54.2	56.1	56.0	57.3	38.1

海事職給料表

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	計	級 年齢	1	2	3	4	計
1年未満						18歳未満					
1年	1				1	18歳					
2年						19年					
3年						20年					
4年						21年	1				1
5年						22年					
6年						23年					
7年						24年					
8年						25年					
9年		1			1	26年					
10年						27年					
11年						28年					
12年						29年		1			1
13年		1			1	30年					
14年						31年					
15年						32年					
16年						33年					
17年			1		1	34年		1			1
18年						35年					
19年						36年					
20年			3		3	37年					
21年						38年					
22年						39年					
23年		1			1	40年					
24年			1		1	41年			2		2
25年						42年			2		2
26年			1		1	43年		1			1
27年						44年			1		1
28年						45年			1		1
29年						46年					
30年						47年					
31年						48年					
32年			1		1	49年					
33年			1		1	50年					
34年						51年			2		2
35年			1	1	2	52年					
36年						53年					
37年						54年					
38年				1	1	55年					
39年						56年				1	1
40年						57年			1		1
41年以上						58年				1	1
計	1	3	9	2	15	59年					
平均経験年数(年)	1.0	15.1	25.6	37.0	23.4	60歳以上					
						計	1	3	9	2	15
						平均年齢(歳)	21.5	35.8	46.5	57.5	44.2

教育職給料表（県立校）

（単位 人）

級 経験年数	1	2	3	4	計	級 年齢	1	2	3	4	計
1 年未満		13			13	18歳未満					
1 年		12			12	18 歳					
2 "	1	16			17	19 "					
3 "		18			18	20 "					
4 "	2	21			23	21 "					
5 "		16			16	22 "		9			9
6 "		19			19	23 "		12			12
7 "	1	30			31	24 "	1	13			14
8 "	1	25			26	25 "		16			16
9 "	1	27			28	26 "	1	19			20
10 "	1	25			26	27 "	1	13			14
11 "	4	35			39	28 "		21			21
12 "	2	40			42	29 "		23			23
13 "	3	44			47	30 "	1	26			27
14 "	1	34			35	31 "	1	28			29
15 "	5	58			63	32 "	3	23			26
16 "	6	51			57	33 "	1	30			31
17 "		56			56	34 "	4	23			27
18 "	2	64			66	35 "	3	33			36
19 "	4	88			92	36 "	4	48			52
20 "	2	90			92	37 "	3	38			41
21 "	8	102			110	38 "	1	39			40
22 "	5	114			119	39 "	3	48			51
23 "	1	111			112	40 "	7	47			54
24 "	9	143			152	41 "	3	78			81
25 "	5	136	1		142	42 "	2	88			90
26 "	9	119	3		131	43 "	6	97			103
27 "	4	95	1		100	44 "	3	89			92
28 "	3	90	4		97	45 "	10	146			156
29 "	5	73	8		86	46 "	7	112			119
30 "	8	83	14	1	106	47 "	6	160			166
31 "	3	88	18	1	110	48 "	7	114			121
32 "	4	87	17	3	111	49 "	4	135	1		140
33 "	1	79	18	3	101	50 "	7	104	3		114
34 "		81	13	13	107	51 "	2	85	8		95
35 "		56	9	16	81	52 "	3	81	9		93
36 "	1	39	4	21	65	53 "	5	58	9		72
37 "		14		3	17	54 "		93	26	1	120
38 "		4			4	55 "		81	16	3	100
39 "		2			2	56 "	1	78	13	7	99
40 "		2			2	57 "	1	84	12	16	113
41年以上						58 "		66	6	19	91
計	102	2,300	110	61	2,573	59 "		42	7	15	64
平均経験 年数(年)	22.2	23.1	32.0	35.1	23.7	60歳以上	1				1
						計	102	2,300	110	61	2,573
						平均年齢 (歳)	43.9	46.2	55.1	58.0	46.7

研究職給料表

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	5	計	級 年齢	1	2	3	4	5	計
1 年未満		1				1	18歳未満						
1 年		1				1	18 歳						
2 "		1				1	19 "						
3 "		2				2	20 "						
4 "		4				4	21 "						
5 "		4				4	22 "		1				1
6 "		6				6	23 "						
7 "		3				3	24 "						
8 "		4	1			5	25 "		1				1
9 "		5				5	26 "		2				2
10 "		3	1			4	27 "		2				2
11 "		6				6	28 "		5				5
12 "			2			2	29 "		2				2
13 "		1	3			4	30 "		5				5
14 "			4			4	31 "		3				3
15 "			2			2	32 "		3				3
16 "		3	4			7	33 "		5				5
17 "			3			3	34 "		3				3
18 "			7			7	35 "		5				5
19 "			4			4	36 "		4	2			6
20 "			2			2	37 "		2	1			3
21 "			2			2	38 "			4			4
22 "			3			3	39 "		1	6			7
23 "			8			8	40 "			1			1
24 "			6			6	41 "			5			5
25 "			7			7	42 "			2			2
26 "			11			11	43 "			3			3
27 "			5	1		6	44 "			5			5
28 "			5			5	45 "			8			8
29 "			10			10	46 "			3			3
30 "			8			8	47 "			5			5
31 "			7	4		11	48 "			5			5
32 "			4	1	1	6	49 "			11			11
33 "			1	3	1	5	50 "			8			8
34 "			6	4	1	11	51 "			10			10
35 "				3	1	4	52 "			7	1		8
36 "			2	1	2	5	53 "			6			6
37 "			1		2	3	54 "			7			7
38 "			1			1	55 "			5	2		7
39 "							56 "			7	4		11
40 "							57 "			4	4	1	9
41年以上							58 "			3	4	2	9
計		44	120	17	8	189	59 "			2	2	5	9
平均経験 年数(年)		7.7	24.8	33.0	35.1	22.0	60歳以上						
							計		44	120	17	8	189
							平均年齢 (歳)		32.1	49.2	57.2	59.0	46.3

医療職給料表(一)

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	計	級 年齢	1	2	3	4	計
1 年未満	3				3	18歳未満					
1 年	2				2	18 歳					
2 "						19 "					
3 "						20 "					
4 "	1				1	21 "					
5 "	1				1	22 "					
6 "	1				1	23 "					
7 "	1				1	24 "	1				1
8 "						25 "	1				1
9 "						26 "	2				2
10 "						27 "	1				1
11 "						28 "					
12 "						29 "					
13 "						30 "	2				2
14 "						31 "					
15 "						32 "	2				2
16 "						33 "					
17 "						34 "					
18 "			2		2	35 "					
19 "			1		1	36 "					
20 "						37 "					
21 "						38 "					
22 "						39 "					
23 "						40 "					
24 "						41 "					
25 "						42 "					
26 "						43 "					
27 "			1		1	44 "					
28 "						45 "			1		1
29 "						46 "					
30 "						47 "					
31 "						48 "					
32 "						49 "					
33 "						50 "			1		1
34 "						51 "					
35 "						52 "					
36 "						53 "			1		1
37 "			1		1	54 "					
38 "						55 "					
39 "						56 "			1		1
40 "						57 "					
41年以上						58 "					
計	9		5		14	59 "					
平均経験 年数(年)	2.7		24.2		10.4	60歳以上			1		1
						計	9		5		14
						平均年齢 (歳)	28.5		53.3		37.4

医療職給料表(二)

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	5	6	7	計	級 年齢	1	2	3	4	5	6	7	計
1 年未満		1						1	18歳未満								
1 年		1						1	18 歳								
2 "		6						6	19 "								
3 "		1						1	20 "								
4 "		3						3	21 "								
5 "		3	1					4	22 "								
6 "		1	3					4	23 "								
7 "			2					2	24 "								
8 "			1					1	25 "		1						1
9 "									26 "		3						3
10 "			2					2	27 "		2						2
11 "			4					4	28 "		3						3
12 "			2					2	29 "		4						4
13 "			3					3	30 "			1					1
14 "				1				1	31 "		1	2					3
15 "									32 "		1	2					3
16 "									33 "			2					2
17 "									34 "			4					4
18 "					1			1	35 "		1	2					3
19 "					1			1	36 "			3					3
20 "					1			1	37 "			1					1
21 "					4			4	38 "				1				1
22 "					4			4	39 "			1					1
23 "					5			5	40 "								
24 "				1	4			5	41 "					1			1
25 "					3			3	42 "								
26 "					2			2	43 "					3			3
27 "					2			2	44 "					3			3
28 "					6			6	45 "					2			2
29 "					5			5	46 "					2			2
30 "					5			5	47 "					3			3
31 "					4			4	48 "					8			8
32 "					4	1		5	49 "				1	5			6
33 "					1	1	2	4	50 "					4			4
34 "					2		2	4	51 "					3			3
35 "					1			1	52 "					4			4
36 "									53 "					2			2
37 "									54 "					5			5
38 "									55 "					4			4
39 "									56 "					2	1		3
40 "									57 "					2		1	3
41年以上									58 "					1	1	1	3
計		16	18	2	55	2	4	97	59 "					1		2	3
平均経験 年数(年)		3.2	9.7	19.4	27.0	32.5	33.5	20.1	60歳以上								
									計		16	18	2	55	2	4	97
									平均年齢 (歳)		28.9	34.5	44.0	50.6	57.5	58.8	44.4

医療職給料表(三)

(単位 人)

級 経験年数	1	2	3	4	5	計	級 年齢	1	2	3	4	5	計
1 年未満							18歳未満						
1 年		1				1	18 歳						
2 "		3				3	19 "						
3 "		2				2	20 "						
4 "			2			2	21 "						
5 "			3			3	22 "						
6 "							23 "						
7 "		1	2			3	24 "		2				2
8 "			1			1	25 "		2				2
9 "			2			2	26 "			2			2
10 "			1			1	27 "			3			3
11 "			2			2	28 "						
12 "							29 "		1	2			3
13 "				1		1	30 "		1	1			2
14 "			1	2		3	31 "			2			2
15 "				1		1	32 "		1				1
16 "							33 "			3			3
17 "							34 "						
18 "							35 "				1		1
19 "							36 "				2		2
20 "					1	1	37 "			1			1
21 "					2	2	38 "				1		1
22 "					1	1	39 "						
23 "							40 "						
24 "					1	1	41 "						
25 "							42 "						
26 "					1	1	43 "					3	3
27 "					3	3	44 "					1	1
28 "					2	2	45 "						
29 "					4	4	46 "						
30 "					2	2	47 "					1	1
31 "					6	6	48 "						
32 "					1	1	49 "					3	3
33 "					2	2	50 "					3	3
34 "					3	3	51 "					4	4
35 "							52 "					3	3
36 "					1	1	53 "					4	4
37 "					3	3	54 "					2	2
38 "							55 "					3	3
39 "							56 "					2	2
40 "							57 "						
41年以上							58 "					2	2
計		7	14	4	33	58	59 "					2	2
平均経験 年数(年)		2.9	7.8	14.0	29.8	20.2	60歳以上						
							計		7	14	4	33	58
							平均年齢 (歳)		27.5	30.4	36.8	52.3	42.9

教育職給料表（中小校）

（単位 人）

級 経験年数	1	2	3	4	計	級 年齢	1	2	3	4	計
1 年未満		42			42	18歳未満					
1 年		57			57	18 歳					
2 "		65			65	19 "					
3 "		70			70	20 "					
4 "		64			64	21 "					
5 "		45			45	22 "		33			33
6 "		47			47	23 "		48			48
7 "		57			57	24 "		57			57
8 "		65			65	25 "		61			61
9 "		42			42	26 "		66			66
10 "		39			39	27 "		52			52
11 "		28			28	28 "		50			50
12 "		38			38	29 "		58			58
13 "		41			41	30 "		45			45
14 "		55			55	31 "		59			59
15 "		57			57	32 "		31			31
16 "		50			50	33 "		34			34
17 "		42			42	34 "		39			39
18 "		54			54	35 "		29			29
19 "		82			82	36 "		36			36
20 "		82			82	37 "		55			55
21 "		84			84	38 "		49			49
22 "		109			109	39 "		51			51
23 "		126			126	40 "		34			34
24 "		132			132	41 "		60			60
25 "		138	2		140	42 "		73			73
26 "		165	4		169	43 "		76			76
27 "		194	5		199	44 "		86			86
28 "		178	16		194	45 "		127			127
29 "		264	31	3	298	46 "		133			133
30 "		258	38	7	303	47 "		155			155
31 "		256	47	9	312	48 "		173	2		175
32 "		224	59	34	317	49 "		201	6		207
33 "		230	33	40	303	50 "		180	10		190
34 "		213	37	50	300	51 "		227	22		249
35 "		162	37	61	260	52 "		267	38	1	306
36 "		146	19	58	223	53 "		216	33	10	259
37 "		55	8	40	103	54 "		220	44	13	277
38 "		5			5	55 "		209	45	38	292
39 "		6			6	56 "		204	46	33	283
40 "						57 "		214	37	53	304
41年以上						58 "		197	23	76	296
計		4, 067	336	302	4, 705	59 "		162	30	78	270
平均経験 年数(年)		24. 5	32. 3	34. 7	25. 7	60歳以上					
						計		4, 067	336	302	4, 705
						平均年齢 (歳)		47. 4	55. 2	57. 6	48. 6

第14表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表 \ 級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	130人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職	53			15	30	4	3	1		
海事職	3		3							
教育職（県立校）	91	13	78							
研究職	12		11	1						
医療職（一）										
医療職（二）	6				6					
医療職（三）	2			2						
教育職（中小校）	126		126							
給料表計	423									
60歳	167									
61歳	126									
62歳	103									
63歳	19									
64歳	8									

その2 短時間勤務職員

給料表 \ 級	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
行政職	59人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職										
海事職	1		1							
教育職（県立校）	5		5							
研究職	2		2							
医療職（一）										
医療職（二）	2				2					
医療職（三）	3			3						
教育職（中小校）										
給料表計	88									
60歳	25									
61歳	3									
62歳	8									
63歳	26									
64歳	26									

Ⅱ 職種別民間給与実態調査関係資料

令和 2 年 4 月分最終給与締切日現在

令和 2 年職種別民間給与実態調査の概要

本年実施した職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和 2 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

秋田県人事委員会、人事院及び全国の各人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
378事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、
病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記 3 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により10層
に層化し、これらの層から115事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完
結した事業所は、第15表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるとき
は、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除
外した。

(3) 調査実人員

初任給関係187人（行政職に相当する調査実人員186人）、初任給関係以外の調査職
種2,258人（行政職に相当する調査実人員2,155人）。なお、調査職種該当者（母集団）
の推定数は、8,025人であり、行政職に相当するものは7,691人である。

5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、秋田県人事委員会が集計し、一部については人事院が独立行政法人統
計センターに依頼して集計した。

第15表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規 模 計	3,000人以上	500人以上 3,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計		100	13	17	48	22
農 業 , 林 業 、 漁 業		1	0	0	1	0
鉱業、採石業、砂利採取業、 建設業		10	1	1	4	4
製 造 業		57	2	7	36	12
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		16	7	2	3	4
卸 売 業 , 小 売 業		3	0	1	1	1
金 融 業 , 保 険 業 、 不動産業、物品賃貸業		2	0	2	0	0
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業		11	3	4	3	1

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能事業所が13所あった。

2 調査対象事業所121所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた113所に占める調査完了事業所100所の割合（調査完了率）は、88.5%。（月例給調査分）

第16表 民間における給与改定の状況

(単位 %)

項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	未 定	ベア慣行なし
役職段階					
係 員	28.2	11.2	0.7	5.5	54.4
課 長 級	15.7	12.8	0.7	10.0	60.8

第17表 民間における定期昇給の実施状況

(単位 %)

項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停 止	未 定	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変化なし				
役職段階								
係 員	90.3	80.8	12.2	15.5	53.1	4.6	4.9	9.7
課 長 級	77.4	66.0	9.8	13.1	43.1	6.5	4.9	22.6

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第18表 民間における初任給の改定状況

(単位 %))

学歴		項 目		採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし		
					増	額	据 置 き		減	額
大 学 卒	計		18.0	(41.3)	(58.7)	(0.0)	82.0			
	500 人 以 上		47.2	(54.0)	(46.0)	(0.0)	52.8			
	100 人 以 上 500 人 未 満		9.9	(20.5)	(79.5)	(0.0)	90.1			
	100 人 未 満		4.5	(0.0)	(100.0)	(0.0)	95.5			
高 校 卒	計		21.1	(31.5)	(68.5)	(0.0)	78.9			
	500 人 以 上		38.5	(58.3)	(41.7)	(0.0)	61.5			
	100 人 以 上 500 人 未 満		18.0	(11.3)	(88.7)	(0.0)	82.0			
	100 人 未 満		9.1	(0.0)	(100.0)	(0.0)	90.9			

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500人以上	500人未満	100人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新 卒 事 務 員	大 学 卒	円 191,098	円 191,705	円 186,714 ※	円 —
		短 大 卒	163,000 ※	163,000 ※	—	—
		高 校 卒	155,937	156,185	155,326 ※	154,200 ※
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	198,715	200,314	187,527 ※	191,000 ※
		短 大 卒	169,083	171,323	154,550 ※	174,000 ※
		高 校 卒	156,225	155,118	159,479	145,000 ※
	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	194,637	195,667	187,038	191,000 ※
		短 大 卒	168,409	169,846	154,550 ※	174,000 ※
		高 校 卒	156,153	155,406	158,740	149,600 ※

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 ※印は、調査実人員が5人以下であることを示す。

第20表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務	支 店 長	人 2	歳 54.0	円 844,440	円 0	円 844,440	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	2	54.0	844,440	0	844,440	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
工 場 技 術	工 場 長	2	51.0	807,826	0	807,826	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	2	51.0	807,826	0	807,826	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
関 係	事 務 部 長	31	53.8	600,349	293	600,056	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	19	53.4	659,229	375	658,854	
	短 大 卒	5	53.3	514,032	420	513,612	
	高 校 卒	7	55.4	520,543	0	520,543	
	中 学 卒						
職 種	技 術 部 長	14	53.4	583,748	0	583,748	同 上
	大 学 卒	4	53.8	652,480	0	652,480	
	短 大 卒	2	52.0	555,527	0	555,527	
	高 校 卒	8	53.5	554,555	0	554,555	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務	事務部次長	人 17	歳 54.4	円 516,596	円 2,485	円 514,111	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	10	53.0	550,083	70	550,013	
	短 大 卒	2	58.5	391,652	0	391,652	
	高 校 卒	5	55.5	511,182	8,833	502,349	
	中 学 卒						
技 術	技術部次長	1	55.5	514,434	0	514,434	同 上
	大 学 卒	1	55.5	514,434	0	514,434	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
関 係	事務課長	76	49.2	495,524	5,023	490,501	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	33	48.0	531,416	108	531,308	
	短 大 卒	14	47.8	415,009	5,035	409,974	
	高 校 卒	29	51.3	499,165	10,041	489,124	
	中 学 卒						
職 種	技術課長	62	50.3	524,977	2,102	522,875	同 上
	大 学 卒	23	48.1	528,442	28	528,414	
	短 大 卒	10	49.1	522,300	0	522,300	
	高 校 卒	29	52.5	523,090	4,592	518,498	
	中 学 卒						

(注)「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務 課	事務課長代理	41	47.9	422,775	14,895	407,880	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	23	45.3	406,873	6,304	400,569	
	短 大 卒	8	50.0	469,013	41,678	427,335	
	高 校 卒	10	52.2	417,684	10,546	407,138	
	中 学 卒						
技 術 課	技術課長代理	20	43.8	426,532	15,220	411,312	同 上
	大 学 卒	4	42.8	423,981	0	423,981	
	短 大 卒	3	48.2	479,927	0	479,927	
	高 校 卒	13	43.1	415,701	23,483	392,218	
	中 学 卒						
関 係 課	事務係長	226	47.9	457,900	54,358	403,542	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	83	41.9	422,864	54,797	368,067	
	短 大 卒	19	45.2	388,651	20,383	368,268	
	高 校 卒	123	52.2	480,280	56,420	423,860	
	中 学 卒	1	56.5	666,000	162,000	504,000	
職 種	技術係長	111	46.6	423,628	49,079	374,549	同 上
	大 学 卒	31	43.6	418,013	52,381	365,632	
	短 大 卒	11	40.9	367,066	45,207	321,859	
	高 校 卒	69	48.9	435,697	48,207	387,490	
	中 学 卒						

(注)「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ ぽ っ け 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事務	事務主任	157	43.0	350,351	38,242	312,109	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	50	37.5	315,713	35,749	279,964	
	短 大 卒	17	43.9	321,116	33,923	287,193	
	高 校 卒	88	45.7	374,698	40,895	333,803	
	中 学 卒	2	50.5	301,954	14,654	287,300	
技術	技術主任	95	44.6	423,357	51,474	371,883	同 上
	大 学 卒	41	41.4	406,078	55,107	350,971	
	短 大 卒	16	43.2	367,490	42,140	325,350	
	高 校 卒	38	48.6	465,750	51,480	414,270	
	中 学 卒						
関係	事務係員	714	36.9	254,655	22,419	232,236	
	大 学 卒	223	32.9	276,427	28,414	248,013	
	短 大 卒	100	38.4	242,435	19,076	223,359	
	高 校 卒	390	38.7	246,570	20,192	226,378	
	中 学 卒	1	41.5	233,672	14,582	219,090	
職種	技術係員	586	37.2	308,578	33,798	274,780	
	大 学 卒	166	34.2	311,354	42,207	269,147	
	短 大 卒	74	36.1	277,518	24,875	252,643	
	高 校 卒	344	38.7	314,208	31,427	282,781	
	中 学 卒	2	49.5	266,101	6,232	259,869	

(注)「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 企業規模500人以上（企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 2	歳 54.0	円 844,440	円 0	円 844,440	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	2	54.0	844,440	0	844,440	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	工 場 長	2	51.0	807,826	0	807,826	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	2	51.0	807,826	0	807,826	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	事務部長	25	53.8	649,926	383	649,543	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	17	54.1	684,632	433	684,199	
	短 大 卒	4	52.0	542,750	532	542,218	
	高 校 卒	4	54.3	628,287	0	628,287	
	中 学 卒						
	技術部長	12	53.6	592,981	0	592,981	同 上
	大 学 卒	3	54.8	698,872	0	698,872	
	短 大 卒	1	50.5	570,970	0	570,970	
	高 校 卒	8	53.5	554,555	0	554,555	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務	事務部次長	人 14	歳 53.4	円 535,265	円 3,166	円 532,099	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	9	52.3	548,377	80	548,297	
	短 大 卒						
	高 校 卒	5	55.5	511,182	8,833	502,349	
	中 学 卒						
技 術	技術部次長						同 上
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
関 係	事務課長	67	49.3	510,295	5,876	504,419	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	31	47.7	536,356	117	536,239	
	短 大 卒	11	46.9	422,436	6,626	415,810	
	高 校 卒	25	52.4	520,920	12,059	508,861	
	中 学 卒						
職 種	技術課長	55	50.3	537,320	2,439	534,881	同 上
	大 学 卒	19	47.8	546,842	35	546,807	
	短 大 卒	9	49.1	544,917	0	544,917	
	高 校 卒	27	52.5	527,787	5,030	522,757	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務課長代理	34	47.0	432,142	18,167	413,975	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	21	44.8	416,849	7,117	409,732	
	短 大 卒	4	47.3	533,153	92,704	440,449	
	高 校 卒	9	52.1	421,135	9,511	411,624	
	中 学 卒						
技 術	技術課長代理	16	43.4	425,620	19,817	405,803	同 上
	大 学 卒	2	42.5	408,444	0	408,444	
	短 大 卒	3	48.2	479,927	0	479,927	
	高 校 卒	11	42.2	414,224	28,600	385,624	
	中 学 卒						
関 係	事務係長	181	48.2	491,490	64,364	427,126	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	62	41.8	460,619	67,019	393,600	
	短 大 卒	18	45.5	389,508	21,869	367,639	
	高 校 卒	100	52.5	513,940	66,870	447,070	
	中 学 卒	1	56.5	666,000	162,000	504,000	
職 種	技術係長	54	47.3	480,465	73,458	407,007	同 上
	大 学 卒	15	46.0	475,140	78,018	397,122	
	短 大 卒	6	45.7	400,593	50,265	350,328	
	高 校 卒	33	48.1	498,179	75,789	422,390	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事 務	事務主任	124	42.5	372,486	43,846	328,640	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	39	36.9	332,047	39,397	292,650	
	短 大 卒	15	44.4	330,061	36,758	293,303	
	高 校 卒	70	45.3	400,966	47,484	353,482	
	中 学 卒						
技 術	技術主任	56	44.6	491,900	71,961	419,939	同 上
	大 学 卒	25	43.6	474,007	80,333	393,674	
	短 大 卒	8	40.4	370,559	43,277	327,282	
	高 校 卒	23	47.1	553,898	73,071	480,827	
	中 学 卒						
関 係	事務係員	454	35.8	270,416	28,979	241,437	
	大 学 卒	161	31.5	288,671	35,465	253,206	
	短 大 卒	74	37.8	247,919	20,879	227,040	
	高 校 卒	219	38.4	266,697	27,696	239,001	
	中 学 卒						
職 種	技術係員	342	36.3	332,283	43,027	289,256	
	大 学 卒	108	34.2	328,849	50,396	278,453	
	短 大 卒	40	36.7	296,081	30,377	265,704	
	高 校 卒	194	37.4	342,737	41,181	301,556	
	中 学 卒						

3 企業規模100人以上500人未満（企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
				円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長						構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	工 場 長						構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	事務部長	6	53.8	437,847	0	437,847	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)
	大 学 卒	2	47.0	493,512	0	493,512	
	短 大 卒	1	58.5	406,664	0	406,664	
	高 校 卒	3	56.8	411,300	0	411,300	
	中 学 卒						
	技術部長	2	52.0	542,135	0	542,135	同 上
	大 学 卒	1	50.5	540,000	0	540,000	
	短 大 卒	1	53.5	544,080	0	544,080	
	高 校 卒						
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務	事務部次長	人 3	歳 58.8	円 448,492	円 0	円 448,492	前記部長に事故等のあるときの 職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒	1	59.5	562,172	0	562,172	
	短 大 卒	2	58.5	391,652	0	391,652	
	高 校 卒						
	中 学 卒						
技 術	技術部次長	1	55.5	514,434	0	514,434	同 上
	大 学 卒	1	55.5	514,434	0	514,434	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
関 係	事務課長	8	50.5	408,329	0	408,329	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大 学 卒	2	53.0	472,046	0	472,046	
	短 大 卒	3	51.2	391,502	0	391,502	
	高 校 卒	3	48.2	385,440	0	385,440	
	中 学 卒						
職 種	技術課長	7	50.2	447,950	0	447,950	同 上
	大 学 卒	4	49.5	457,623	0	457,623	
	短 大 卒	1	49.5	362,309	0	362,309	
	高 校 卒	2	52.0	473,748	0	473,748	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
事 務	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長一係長間）
	大 学 卒	7	52.4	387,311	2,508	384,803	
	短 大 卒	2	51.0	329,550	0	329,550	
	高 校 卒	4	52.8	416,625	0	416,625	
	中 学 卒	1	53.5	392,335	18,145	374,190	
技 術	技術課長代理	4	45.5	429,550	0	429,550	同 上
	大 学 卒	2	43.0	436,620	0	436,620	
	短 大 卒						
	高 校 卒	2	48.0	422,480	0	422,480	
	中 学 卒						
関 係	事務係長	42	46.7	333,125	16,655	316,470	係の長及び係長級専門職
	大 学 卒	21	42.5	339,245	27,729	311,516	
	短 大 卒	1	39.5	376,900	0	376,900	
	高 校 卒	20	51.5	324,827	6,097	318,730	
	中 学 卒						
職 種	技術係長	49	44.7	371,747	31,102	340,645	同 上
	大 学 卒	15	40.6	370,127	32,473	337,654	
	短 大 卒	5	35.1	331,951	39,910	292,041	
	高 校 卒	29	48.5	379,873	28,764	351,109	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
		人	歳	円	円	円	
事務	事務主任	30	45.0	276,802	18,678	258,124	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	11	39.7	271,773	25,936	245,837	
	短 大 卒	2	39.5	260,504	14,710	245,794	
	高 校 卒	16	48.8	282,089	15,145	266,944	
	中 学 卒	1	54.5	276,517	4,125	272,392	
技術	技術主任	28	44.8	335,982	26,929	309,053	同 上
	大 学 卒	14	38.4	324,907	21,276	303,631	
	短 大 卒	2	53.5	396,586	62,167	334,419	
	高 校 卒	12	50.9	339,508	28,032	311,476	
	中 学 卒						
関係	事務係員	211	38.1	226,036	10,786	215,250	
	大 学 卒	53	36.2	242,103	10,571	231,532	
	短 大 卒	23	40.1	226,358	11,911	214,447	
	高 校 卒	134	38.4	219,684	10,645	209,039	
	中 学 卒	1	41.5	233,672	14,582	219,090	
職種	技術係員	179	38.2	258,372	18,989	239,383	
	大 学 卒	44	35.3	265,574	23,258	242,316	
	短 大 卒	18	37.3	250,598	20,436	230,162	
	高 校 卒	116	39.3	257,433	17,310	240,123	
	中 学 卒	1	56.5	206,372	11,915	194,457	

4 企業規模100人未満（企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所）

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A)－(B)	
事業 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	工 場 長						構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	事務部長						2課以上又は構成員20人以上の 部の長 職能資格等が上記部の長と同等 と認められる部の長及び部長級 専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	技術部長						同 上
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
事 務	事務部次長	人	歳	円	円	円	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
技 術	中 学 卒	人	歳	円	円	円	同 上
	技術部次長						
	大 学 卒						
	短 大 卒						
関 係	高 校 卒	人	歳	円	円	円	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	中 学 卒						
	事務課長						
	大 学 卒						
職 種	短 大 卒	人	歳	円	円	円	同 上
	高 校 卒						
	中 学 卒						
	技術課長						
種	大 学 卒	人	歳	円	円	円	
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員 実 人	平 年 均 齢	令和 2 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				ま っ ぽ き 支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの 職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有 する者 職能資格等が上記課長代理と同 等と認められる課長代理及び課 長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						同 上
	技術課長代理						
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒						
	中 学 卒						係の長及び係長級専門職
	事務係長	3	46.5	284,888	10,813	274,075	
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒	3	46.5	284,888	10,813	274,075	同 上
	中 学 卒						
	技術係長	8	53.6	404,958	12,971	391,987	
	大 学 卒	1	51.5	394,240	15,840	378,400	
	短 大 卒						
	高 校 卒	7	53.9	406,489	12,562	393,927	
	中 学 卒						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				き ま っ て		(A)－(B)	
				支 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
事務	事務主任	3	40.8	326,844	42,555	284,289	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
	大 学 卒						
	短 大 卒						
	高 校 卒	2	38.0	325,342	50,733	274,609	
	中 学 卒	1	46.5	329,849	26,200	303,649	
技術	技術主任	11	43.9	353,617	26,377	327,240	同 上
	大 学 卒	2	34.5	281,353	36,713	244,640	
	短 大 卒	6	43.5	353,977	34,000	319,977	
	高 校 卒	3	50.8	401,072	4,238	396,834	
	中 学 卒						
関係	事務係員	49	41.5	218,672	6,061	212,611	
	大 学 卒	9	39.7	263,347	8,027	255,320	
	短 大 卒	3	39.5	205,823	23,924	181,899	
	高 校 卒	37	42.0	208,847	4,135	204,712	
	中 学 卒						
職種	技術係員	65	38.9	284,405	9,708	274,697	
	大 学 卒	14	31.2	252,813	6,372	246,441	
	短 大 卒	16	33.5	241,033	9,329	231,704	
	高 校 卒	34	44.4	314,799	11,460	303,339	
	中 学 卒	1	42.5	331,600	0	331,600	

その２ 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 均 年 齢	令和２年４月分平均支給額			備 考
				きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手						
	守 衛 ・ 警 備 員						
	用 務 員	3	53.5	236,796	4,167	232,629	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長						
	大 学 教 授	3	61.2	490,667	0	490,667	
	大 学 准 教 授	7	51.5	368,700	0	368,700	
	大 学 講 師	2	53.0	314,050	0	314,050	
	大 学 助 教	2	35.5	272,500	0	272,500	
	高 等 学 校 校 長						
	高 等 学 校 教 頭	1	※	※	※	※	
	高 等 学 校 教 諭	40	42.3	344,335	0	344,335	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長						構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の 部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の 職名を有する者、上記研究部(課) 長及び研究室(係)長を除く。)
	研究部(課)長						
	研究室(係)長	4	46.3	578,805	81,166	497,639	
	主 任 研 究 員	11	50.7	547,475	26,328	521,147	
	研 究 員	30	38.2	352,649	31,841	320,808	
	研 究 補 助 員						

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額		(A)－(B)	備 考
				き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)		
		人	歳	円	円	円	
医 療 関 係 職 種	病 院 長						部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長						上記院長に事故等のあるときの職務 代行者
	医 科 長						部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師						
	歯 科 医 師						
	薬 局 長						部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師						
	診療放射線技師						
	臨床検査技師						
	栄 養 士						
職 種	理 学 療 法 士						
	作 業 療 法 士						
	総 看 護 師 長						部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長						部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師						
	准 看 護 師						

(注1)※印は、個人が特定されるおそれがあるため、公表しないものである。

(注2)新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

その3 再雇用者

企業規模計

職 種 名		調 査 人 員	平 年 均 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
				ま っ てる 給 与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A) - (B)	
事務・技術関係職種	支店長・工場長	人	歳	円	円	円	その1の1企業規模計の備考欄参照
	事務・技術部長	1	63.5	346,000	0	346,000	
	事務・技術部次長						
	事務・技術課長	1	60.5	328,000	0	328,000	
	事務・技術課長代理						
	事務・技術係長	11	61.5	295,426	23,160	272,266	
	事務・技術主任	3	63.5	258,825	3,278	255,547	
	事務・技術係員	125	63.6	235,450	8,089	227,361	

第21表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家 族 手 当 制 度 が あ る		83.6%
配 偶 者 に 家 族 手 当 を 支 給 す る		(80.6%)
家 族 手 当 制 度 が な い		16.4%
扶 養 家 族 の 構 成 別 支 給 月 額	配 偶 者	8,970円
	配 偶 者 と 子 1 人	14,535円
	配 偶 者 と 子 2 人	18,936円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第22表 民間における特別給の支給状況

区 分		県 内 民 間 事 業 所	
項 目		円	
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	282,233	
	上 半 期 (A ₂)	274,899	
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B ₁)	620,579	
	上 半 期 (B ₂)	573,705	
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 $\frac{B_1}{A_1}$	2.20	
	上 半 期 $\frac{B_2}{A_2}$	2.09	
年 間 の 平 均		4.29	

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.35月分である。

第23表 民間における冬季賞与の配分状況

(単位 %)

企業規模	項 目		部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分		考 課 査 定 分		一定率(額)分		考 課 査 定 分	
規 模 計	37.7		62.3		38.8		61.2	
500 人 以 上	48.3		51.7		48.3		51.7	
100人以上500人未満	34.1		65.9		34.6		65.4	
100 人 未 満	36.7		63.3		40.7		59.3	

第24表 民間における定年制の状況

(単位 %)

定 年 制 あ り	定 年 年 齢		定 年 制 な し
	60歳	61 歳 以 上	
100.0	83.8	16.2	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第25表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(単位 %)

項目 区分	給 与 減 額 あ り		給 与 減 額 な し
		60 歳 で 減 額	
課 長 級	72.7	9.1	27.3
非 管 理 職	72.7	9.1	27.3

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第28表において同じ。)

(注) 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第26表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(単位 %)

課 長 級	非 管 理 職
86.3	85.0

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

Ⅲ 公 民 比 較 関 係 資 料

第27表 公民給与の較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較 差 （A）－（B）	
368,776円	368,967円	△ 191円	△0.05%

第28表 職員と民間企業の従業員との給与比較における職種対応

級	民 間 企 業		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未滿	企業規模100人未滿
9	支 店 長 、 工 場 長 、 部 長 、 部 次 長 、 中 間 職 （ 部 長 － 課 長 ）		
8	課 長		
7		支 店 長 、 工 場 長 、 部 長 、 部 次 長 、 中 間 職 （ 部 長 － 課 長 ）	
6	課 長 代 理 、 中 間 職 （ 課 長 － 係 長 ）	課 長	課 長
5			課 長
4	係 長	課 長 代 理 、 中 間 職 （ 課 長 － 係 長 ）	課 長 代 理 、 中 間 職 （ 課 長 － 係 長 ）
3		係 長	係 長
2	主 任 、 中 間 職 （ 係 長 － 係 員 ）	主 任 、 中 間 職 （ 係 長 － 係 員 ）	主 任 、 中 間 職 （ 係 長 － 係 員 ）
1	係 員	係 員	係 員

(注) 1 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、主任及び係長に含めている。

2 「中間職」とは、部長と課長、課長と係長又は係長と係員がそれぞれ両方いる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長、課長と係長又は係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

IV 生 計 費 等 関 係 資 料

令和 2 年 4 月の標準生計費算定方法

「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の 5 つの費目に分類して算出している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑 費 I ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人～5 人世帯については、家計調査（全国・勤労者世帯）における秋田市の令和 2 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1 人世帯については、人事院が算定した全国の 1 人世帯の各費目別標準生計費を基礎に算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成31年 1 月～令和元年12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が 1 人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成されている標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して求めた値を小数点以下第 3 位まで示したものである。

第29表 秋田市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和2年4月）

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	20,643 ^円	33,045 ^円	42,931 ^円	52,818 ^円	62,705 ^円
住居関係費	40,422	43,583	39,203	34,823	30,442
被服・履物費	1,707	5,482	6,226	6,968	7,712
雑費Ⅰ	21,656	27,883	37,710	47,527	57,355
雑費Ⅱ	5,912	17,122	19,946	22,774	25,603
計	90,340	127,115	146,016	164,910	183,817

（参考）全国における費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.483	0.628	0.773	0.917
住居関係費	0.976	0.878	0.780	0.682
被服・履物費	0.507	0.575	0.644	0.713
雑費Ⅰ	0.286	0.387	0.488	0.588
雑費Ⅱ	0.402	0.468	0.535	0.601

第30表 労働経済指標

項 目			年 月		平成31年（令和元年）												令和2年			
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
賃金（厚生労働省毎月勤労統計調査）	きまってる給（調査産業計）	全 国	金 額（円）	299,489	294,772	297,628	296,427	295,936	295,976	298,384	297,698	297,130	293,104	293,657	294,270	295,762				
			前年同月比	0.3	0.1	0.3	△ 0.0	0.1	0.1	0.0	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.3	△ 1.2				
	秋田県	金 額（円）	245,441	245,561	244,793	244,767	243,332	242,576	244,447	245,372	248,825	240,701	240,181	239,590	240,125					
		前年同月比	△ 2.9	△ 0.7	△ 1.1	△ 1.7	△ 3.0	△ 3.0	△ 2.7	△ 3.2	△ 1.6	△ 2.3	△ 2.3	△ 1.9	△ 2.2					
	うち所定給	全 国	金 額（円）	273,350	245,561	272,409	271,611	271,279	271,804	272,957	271,882	271,840	269,069	269,158	269,891	273,009				
			前年同月比	0.4	△ 9.0	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	△ 0.1	0.1	0.7	0.6	0.1	△ 0.1				
生計費（総務省家計調査）	消費	全 国	金 額（円）	228,555	227,949	227,671	226,692	226,212	225,186	226,499	228,200	231,106	223,555	222,311	221,652	223,344				
			前年同月比	△ 1.5	0.7	0.3	△ 1.2	△ 2.0	△ 2.0	△ 1.6	△ 2.1	△ 0.5	△ 1.7	△ 2.2	△ 2.2	△ 2.3				
	秋田県	金 額（円）	301,136	300,901	276,882	288,026	296,327	300,609	279,671	278,765	321,380	287,173	271,735	292,214	267,922					
		前年同月比	2.3	7.0	3.5	1.6	1.3	10.8	△ 3.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 3.1	0.2	△ 5.5	△ 11.0					
	2人以上の世帯	秋田県	金 額（円）	225,304	256,608	227,671	224,000	321,154	248,439	256,867	245,439	301,765	267,683	254,327	255,862	301,989				
			前年同月比	△ 18.6	△ 3.6	△ 16.8	△ 30.7	8.4	△ 20.7	△ 2.3	△ 2.3	2.9	4.8	5.0	△ 8.8	34.0				
物 価	2人以上の世帯のうち勤労者世帯	全 国	金 額（円）	337,164	332,273	308,425	321,190	325,516	329,655	305,197	303,986	345,370	312,473	303,166	322,461	303,621				
			前年同月比	0.7	6.4	5.6	3.6	1.7	8.9	△ 3.2	0.2	△ 1.6	△ 4.1	0.1	△ 7.6	△ 9.9				
	秋田県	金 額（円）	243,116	312,942	358,989	264,097	355,797	291,425	319,490	278,160	333,206	324,999	307,389	293,120	374,041					
		前年同月比	△ 23.0	2.0	25.7	△ 38.1	6.2	△ 22.1	11.3	1.0	3.2	12.9	13.2	3.4	53.9					
	消費者物価指数（総務省）	全 国	前年同月比	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3	0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1				
			秋田県	前年同月比	1.1	1.1	0.7	0.5	△ 0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.9	0.4	0.1	0.0	△ 0.4			

（注）総務省の家計調査（消費支出）における集計世帯数は、令和2年4月の2人以上の世帯分では、全国で7,534戸、秋田市で96戸、うち勤労者世帯分では、全国4,034戸、秋田市で48戸となっている。

参 考

写

秋田県議会議長 加 藤 鉦 一 様

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久 様

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

職員の給与に関する報告及び勧告

本委員会は、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

報 告

本委員会は、職員（一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与等について、その実態及び地方公務員法第24条第2項に規定する職員の給与決定の諸条件（生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情）等を調査し、検討を行ってきたが、その結果は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的な考え方

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものである。

本委員会は、職員の給与の水準を民間給与の水準と均衡させることを基本に、国や他の都道府県との均衡を考慮し、社会経済情勢全般の動向等を踏まえながら勧告を行ってきている。これは、職員も勤労者であり、その給与は適正な水準を確保する必要がある中において、民間とは異なり、市場原理による給与決定が困難であること等から、職員の給与は労使交渉等によってその時々を経済・雇用情勢等を反映して決定される民間給与に準拠して定めることが合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得が得られる方法であると考えられることによるものである。

2 本年の給与改定を取り巻く諸情勢

本年3月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大し、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発出された。同宣言は5月25日に解除され、全国的には新規感染者数は8月上旬をピークにその後減少傾向に転じたものの、今後、再拡大の可能性も危惧されている。県内でも、3月上旬から感染者が確認される状況となり、一時は沈静化の傾向も見られたが、8月上旬には多数の感染者の発生もあり、現在も散発的な感染が続いている。

こういった状況の中、3に記載する「令和2年職種別民間給与実態調査」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮しつつ、例年より2か月ほど遅れて、また、特別給等の調査を先行して実施したことから、今回の報告及び勧告は、集計の完了した特別給のみの内容とし、月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行うこととする。また、人事管理等に関する諸条件についても、今後必要な報告を予定している。

3 民間給与

本委員会は、人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内の378の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した115の事業所について「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者について、本年4月分として支払われた給与月額等の調査を行ったほか、各企業における給与改定の状況、特別給の支給状況等について調査を行った。

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。

他方、月例給に関する調査については、調査員に感染予防対策を徹底した上で、実地による調査を基本としながら、民間事業所の要望に沿った方法により、8月17日から9月30日までの期間で実施した。

本年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て87.6%となっており、例年並みの高い完了率となっている。

4 職員の給与と民間給与との比較

特別給については、職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、資料1のとおり、下半期（昨年8月から本年1月まで）においては所定内給与月額の2.20月分、上半期（本年2月から7月まで）においては同2.09月分、年間で4.29月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数4.35月を0.06月分下回っていた。

5 人事院勧告等の概要

人事院は本年10月、給与の改定等に関する勧告を行ったが、その概要は資料2のとおりである。

特別給については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、0.05月分引き下げることにした。

なお、月例給については、公務と民間の4月分の給与を比較し、必要な報告・勧告を行うこととしている。

6 本委員会の見解

職員の給与の実態、民間給与の実態及び国家公務員の給与決定に関する人事院勧告等は、以上述べたとおりである。これらを地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、

総合的に勘案した結果、職員の給与については、次のとおりとすることが適当と判断する。

(1) 改定の内容

期末手当・勤勉手当については、県内の民間の年間支給割合が4.29月で、公務の年間支給月数の4.35月を下回っていることから、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を0.05月分引き下げ、4.30月とすることとする。その際、支給月数の引下げ分は、国の期末手当・勤勉手当の支給割合を考慮したうえで配分することとする。

再任用職員の期末手当・勤勉手当についても、上記職員との均衡を考慮して改定することとする。

(2) 改定の実施時期

(1)の改定は令和2年12月1日から実施することとする。

7 勧告実施の要請

最近の県内経済は、個人消費は持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症の影響から、サービス業は低迷しており、製造業については、全体として弱めの動きが続いている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という危機の中においても、職員は行政サービスを安定的に提供し、県民の安全・安心を確保するため、日々職務に精励しているところである。

本年の勧告は、職種別民間給与実態調査により把握した民間企業の賞与等の支給状況を踏まえ、職員の期末手当・勤勉手当の支給割合を引き下げることとしたところである。

本委員会の勧告は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、社会経済情勢に適応した勤務条件を確保する機能を有するものとして、長年の経緯を経て、職員の給与等の決定方式として定着している。

職員においては、公務員の給与水準が、民間企業とその従業員の日々のたゆまぬ努力によって生み出された利益により維持・向上させている月例給や賞与の水準に準拠しているものであることを改めて認識し、効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、個々の職員が高い士気を持って困難な諸課題に立ち向かうことが必要である。

本勧告の内容が情勢適応の原則に基づき地域の民間給与に準拠して行われたものであることや、勧告制度が行政運営の安定等に果たしている役割に鑑み、別紙第2の勧告どおり速やかに実施されるよう要請する。

資料 1

民間における特別給の支給状況

(令和 2 年職種別民間給与実態調査)

区 分		県 内 民 間 事 業 所
項 目	下 半 期 (A ₁)	282,233 円
	上 半 期 (A ₂)	274,899
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B ₁)	620,579
	上 半 期 (B ₂)	573,705
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.20 月分
	上 半 期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.09
年 間 の 平 均		4.29 月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から同年7月までの期間をいう。

備考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、4.35月分である。

民間における冬季賞与の配分状況

(令和 2 年職種別民間給与実態調査)

(単位 %) (単位 %)

項 目	部 長 級		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考 課 査 定 分	一定率(額)分	考 課 査 定 分	一定率(額)分	考 課 査 定 分
規 模 計	37.7	62.3	38.8	61.2	46.9	53.1
500 人 以 上	48.3	51.7	48.3	51.7	66.7	33.3
100 人以上500 人未満	34.1	65.9	34.6	65.4	37.5	62.5
100 人 未 満	36.7	63.3	40.7	59.3	47.8	52.2

給与勧告の骨子

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施（完了率80.3%）
 なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

＜ボーナス＞ 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.46月（公務の支給月数 4.50月）

2 ボーナスの改定の内容と考え方

＜ボーナス＞

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月（支給済み）	1.25月（現行1.30月）
	勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
3年度以降	期末手当	1.275月	1.275月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳〔対前年 △2,255円、△0.2歳〕

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラの防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告する。

1 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(1) 期末手当について

① 令和2年12月期の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.20月分とすること。再任用職員については、0.65月分とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.00月分とすること。再任用職員については、0.55月分とすること。

② 令和3年6月期以降の支給割合

ア 特定幹部職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)の②については、令和3年4月1日から実施すること。



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。